

泉南市こども計画

こどもとおとなが、ともに夢や希望を語り、育むまち・泉南



令和7年3月
泉南市

はじめに

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、わが国は「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども家庭庁を司令塔として様々な施策が進められています。これまで国の施策が保護者を支援する視点のものが多かったのに対し、あらためてこどもの声を聴き、こども自身のためにおとなは何ができるのかについて向き合うことが求められています。

「こども基本法」では、市町村においても、こどもの権利擁護を基本として、将来にわたってこどもが幸福な生活を送ることができるような施策を総合的に定める「市町村こども計画」の策定が努力義務とされました。

本市では、これまで「泉南市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保護者への子育て支援の充実だけでなく、「泉南市子どもの権利に関する条例」の考え方のもとで、こどものための取り組みを推進し、「子どもにやさしいまち」の実現を目指して取り組んでまいりました。

この度、国の「こども基本法」及び「こども大綱」の趣旨や、本市を取り巻く環境の変化を踏まえて、泉南市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会において、学識経験者や教育・保育関係者、市民など様々な立場の方からご意見をいただき、何よりも大切なこどものかけがえのない生命と尊厳のために、本市の目指すべきものを可能な限り位置づけられるよう、検討を重ね、「泉南市こども計画」を策定いたしました。また、新たな計画の策定に先立ち、「泉南市子どもの権利に関する条例」の改正を行いました。

こどもの権利を保障し、社会全体でこどもの育ちを支えあい、こどもが幸せに暮らすことのできる「こどもにやさしいまち“泉南市”」を目指し、これまで以上に、関係機関・団体のご協力を賜りながら、市民の皆さまと一緒にこどもたちが輝ける未来と、明るい笑顔の絶えない地域社会を実現していきたいと思っておりますので、一層のご支援・ご協力を心からお願いいたします。

結びに、本計画策定に当たり、貴重な御意見をいただきました次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会委員の皆さまをはじめ、アンケート調査にご協力いただきました皆さま、平日頃からこどもと子育て支援に携わっていただいている皆さまに心から厚くお礼申し上げます。

令和7年3月

泉南市長 山本優真

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画の趣旨・背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 SDGsの推進	4
4 計画期間	5
5 計画策定までのプロセス	5
第2章 泉南市の現状	7
1 統計データにみる現状	7
2 アンケート調査結果にみる現状	12
3 こどもの意見聴取結果	31
4 法・制度の主な動向	34
第3章 計画の基本的な考え方	36
1 基本理念	36
2 基本的な視点	37
3 基本目標	38
4 施策体系	39
第4章 施策の展開	42
基本目標1 子どもの権利擁護・救済の仕組みづくり	42
基本目標2 すこやかに生み、育てる環境づくり	45
基本目標3 子育て家庭を支援する体制づくり	47
基本目標4 豊かな子ども・若者時代をすごすための社会づくり	54
基本目標5 安全・安心のまちづくり	60
第5章 量の見込みと確保方策	62
1 教育・保育提供区域	62
2 こどもの人口の見通し	62
3 幼児教育・保育の見込量及び確保方策	63
4 地域子ども・子育て支援事業等の見込量及び確保方策	65
第6章 進捗管理	76

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨・背景

(1)これまでの計画と背景

近年わが国は、人口減少・少子高齢化の進行や、核家族・共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化等を背景として、こどもや子育て世帯への社会的な支援が求められる状況にあります。そのために、こどもがすこやかに生まれ、育成できる環境の整備を目的とした「次世代育成支援対策推進法」(平成17年度施行)、認定こども園、保育所、幼稚園や地域子ども・子育て支援事業の充実のための「子ども・子育て支援法」(平成27年度施行)等の法のもとで、わが国はこどもと子育て家庭を社会として支援するための多様な制度・施策に取り組んできました。その成果として、子育て家庭を支援する多様なサービスが生まれ、社会として仕事と育児の両立や、保護者の負担感・孤立感を軽減する体制の整備が進みました。

一方、本市においては次世代育成支援対策地域行動計画策定時から、一貫してこどもを中心として施策を推進してきました。さらに、平成24年に制定した本市独自の「泉南市子どもの権利に関する条例」のもとで、「子どもにやさしいまち」(チャイルドフレンドリーシティ)の実現に向けて取り組んできました。

子ども・子育て支援法施行後、本市は上記の次世代育成支援対策地域行動計画と一体化した「泉南市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年度に、令和2年度には「第2期泉南市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第2期計画」という。)を策定しました。いずれも、国の法・制度の枠組みにのっとりながら、「泉南市子どもの権利に関する条例」の考え方のもとで施策を進める本市独自の計画でした。

第2期計画が令和6年度末で終了するため、令和7年度を初年度とする新たな計画を策定し、国の法・制度の動向を見据えながら、現在の本市のこどもや子育て家庭の課題に対応していく必要があります。

(2)国の動向と本市の方針

前述のとおり、国は法・制度を整備し、こども・子育て家庭に関する支援に取り組んできました。しかし、少子化や人口減少に歯止めがかかっていない現状や、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は年々深刻さを増しています。そうしたことから、こども施策を社会全体で統合的かつ強力に推進していくため、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。

「こども基本法」では、日本国憲法と「子どもの権利に関する条約」(以下、「子どもの権利条約」という。)の精神にのっとり、こどもや若者が自分らしく幸せに成長し、暮らすことのできる社会の実現を目指しています。また、令和5年12月に策定された「こども大綱」において、それまで別々に策定されていた「少子化社会対策大綱」及び「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が統合され、こども施策に関する基本方針や重要事項等が一元化されています。

これに対して本市は、国の考え方があらためてこどもの基本的な権利を尊重したものになったことから、第2期計画までの本市の方向性と国の考え方が近いものになったと考えます。したがって国の考え方を踏まえ、これまでの「第2期泉南市子ども・子育て支援事業計画」の後継計画として、新たに「泉南市子ども計画」を策定することとします。

2. 計画の位置づけ

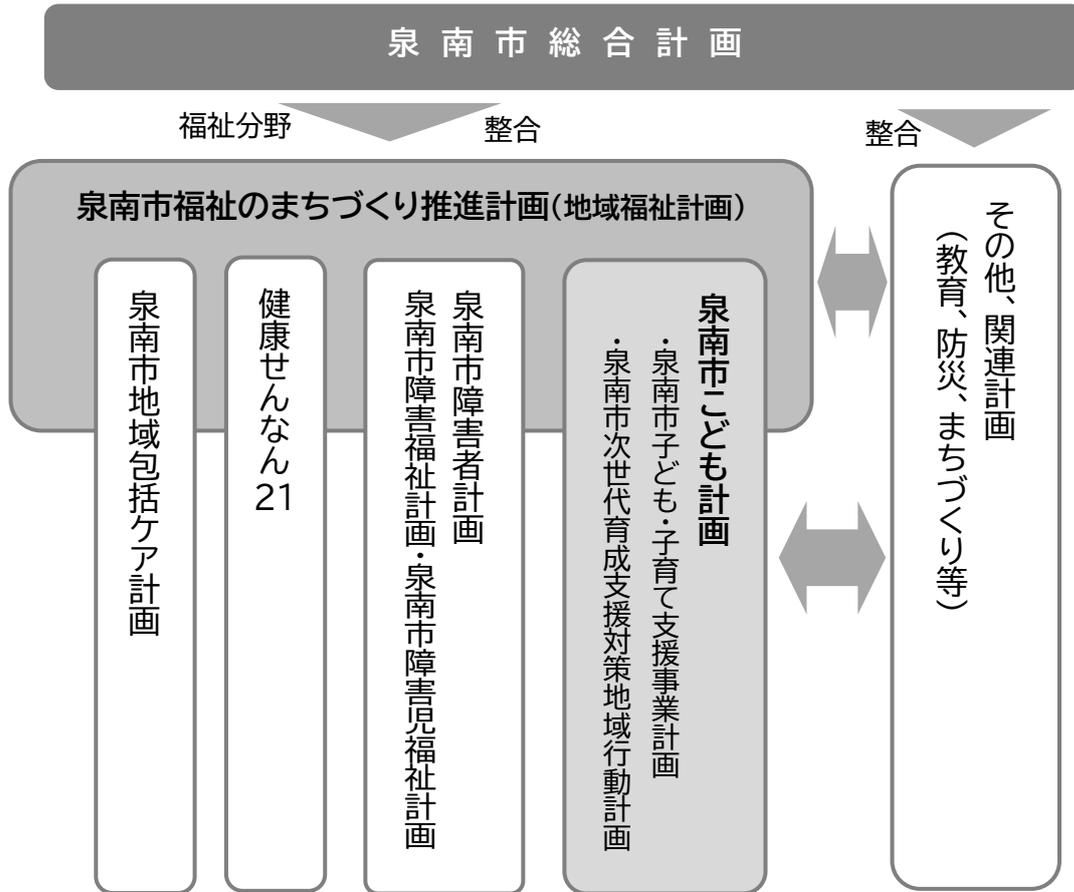
本計画は、こども基本法における「市町村子ども計画」であるとともに、本市独自の「泉南市子ども権利に関する条例」の考え方のもとで、総合的なこども支援やこどもの権利擁護・保障について定めたものとします。

また、第2期計画を継承する計画であることから、次世代育成支援対策推進法や子ども・子育て支援関連三法や児童福祉法にも基づいており、総合的な視野でこども支援とともにまちづくりを実施していく、まさにこども支援の総合計画として位置づけます。

◆関連する法・計画について

- (1)本計画に定める施策は、「泉南市子どもの権利に関する条例」の考え方を基本とし、実施・推進を行うものとします。
- (2)本計画は、「こども基本法」第10条第5項に基づく「市町村子ども計画」と位置づけます。また、同項に定める通り、「市町村子ども・若者計画」及び「子どもの貧困対策計画」としての性格を併せ持つものとします。
- (3)本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「次世代育成支援対策地域行動計画」ならびに、子ども・子育て支援法第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、本市が今後進めていくこども・子育て支援の方向性や目標を定めるものです。
- (4)本計画は、「総合計画」及び「福祉のまちづくり計画」を上位計画として、こども支援を総合的・計画的に進めていくための方向を明らかにするものです。
- (5)本計画の関連計画として「健康せんなん21」「障害福祉計画・障害児福祉計画」等があり、これらの計画と整合をとるとともに、連携して取り組みを効果的に進めるものとして策定します。

本計画の位置づけのイメージ



本計画に関連する法令（詳細は第2章）

こども基本法 こども大綱	母子及び父子並びに寡婦福祉法
子ども・子育て支援法	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
次世代育成支援対策推進法	子ども・若者育成支援推進法
母子保健法	こども未来戦略
成育基本法 [※]	こどもの居場所づくりに関する指針

※ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

3. SDGsの推進

SDGsは、平成27年の国連サミットにおいて持続可能な開発目標として採択されたもので、貧困や飢餓、さらには気候変動や平和等の広範な分野にわたって、令和12年(2030年)までの17の国際目標が設定されています。この17の目標は相互に関連しており、それを包括的に解決することで達成する仕組みとなっています。

SDGsの理念は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すものです。開発途上国のみならず先進国も含め、すべての国や関係者の役割を重視し、経済・社会・環境をめぐる課題に統合的に取り組むこととして合意された普遍的なものであり、わが国としても積極的に取り組むこととしています。

本市においても、少子高齢化の進展による人口減少や地域社会のつながりの希薄化など、様々な課題が懸念されています。こうした中、将来にわたり人々が安心して暮らせるような、持続的なまちづくりを推進し、暮らしの基盤の維持を図ることが、SDGsの理念と重なり合うことから、本計画においてはSDGsを福祉的側面から推進するものとします。

SDGsの17目標



4. 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。ただし、計画期間の中間年度を目安として、利用量の大きな変動や情勢の変化があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

5. 計画策定までのプロセス

本計画の策定に当たって、次のとおり、本市のこどもを取り巻く環境を把握し、計画についての協議を進めました。

①市民アンケート調査

本市の子育て世帯の生活実態や教育・保育ニーズ、保護者の意識を把握・分析しました。

(1)保護者を対象としたアンケート

回答方式:WEB アンケート

期間:令和6年3月

対象:就学前児童保護者 1,400 人、小学生保護者 1,200 人、中学生保護者 800 人

(2)妊産婦を対象としたアンケート

回答方式:乳幼児健診に来た母親を対象に調査票調査

期間:令和6年4月～8月下旬

(3)こどもを対象としたアンケート

回答方式:小・中学生はWEB アンケート

高校生世代・若者は調査票を発送(WEB から回答可)

期間:令和6年6月上旬～6月下旬

対象:小学5年生・6年生全員、中学生全員、高校生 900 人、大学生・成人 3,200 人

②ヒアリング等調査

子育て支援の現場のご意見や、当事者であるこどもに直接お話や市政への意見を聞きました。

(1)こどもヒアリング・ワークショップ

方式:市内のこども・若者を対象に、対話のしやすい場でご意見を聴取した。小・中学生に対してはヒアリング、若者に対してはワークショップ形式でご意見をうかがった。

期間:令和6年7月～8月

(2)職員意見交換会

方式:様々な分野の市職員を参集し、対話のしやすい場でこども施策に関する情報共有・意見交換をした。

期間:令和6年10月

③次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会

基礎調査やこども計画の内容を語り、本市の施策のあり方について協議を行いました。

④パブリックコメント

こども計画素案について、広く内容を公開し、意見募集を行いました。

第2章 泉南市の現状

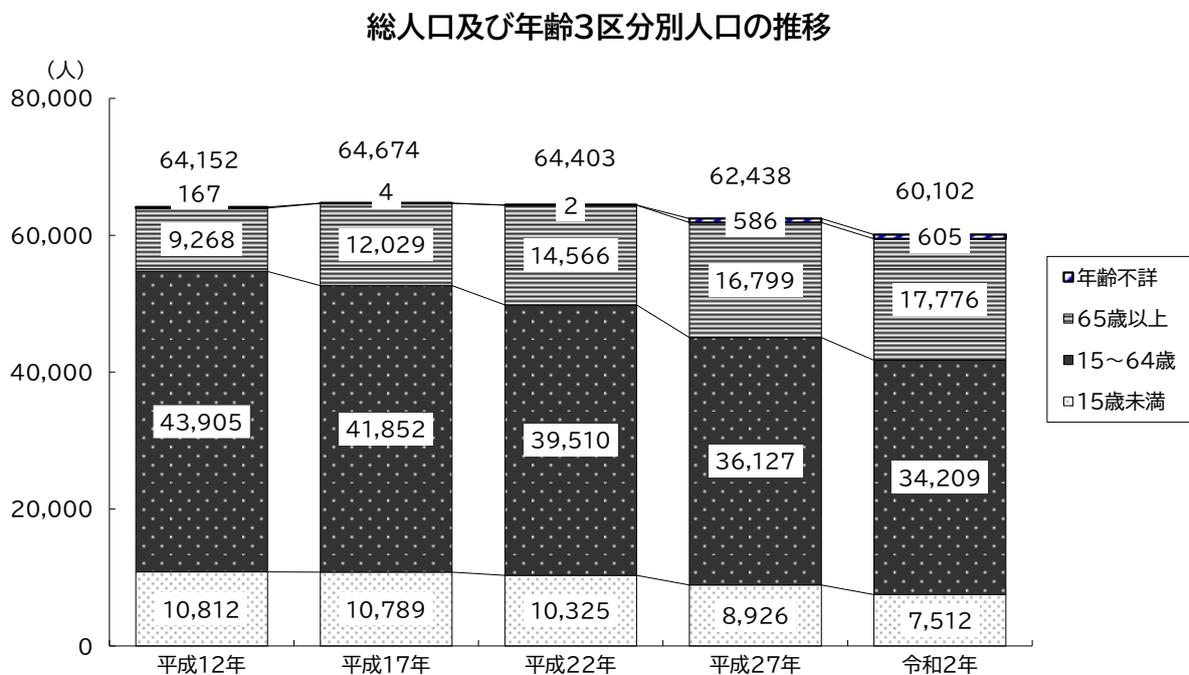
1 統計データにみる現状

(1)人口・世帯

①総人口及び年齢3区分別人口

本市の総人口は、平成17年をピークに減少傾向となっており、令和2年に 60,102 人となっています。

年齢3区分別で見ると、15歳未満の年少人口は減少傾向にあり、令和2年に 7,512 人、年少人口比率は 12.5%となっています。一方、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、令和2年に 17,776 人、高齢化率は 29.6%となっています。

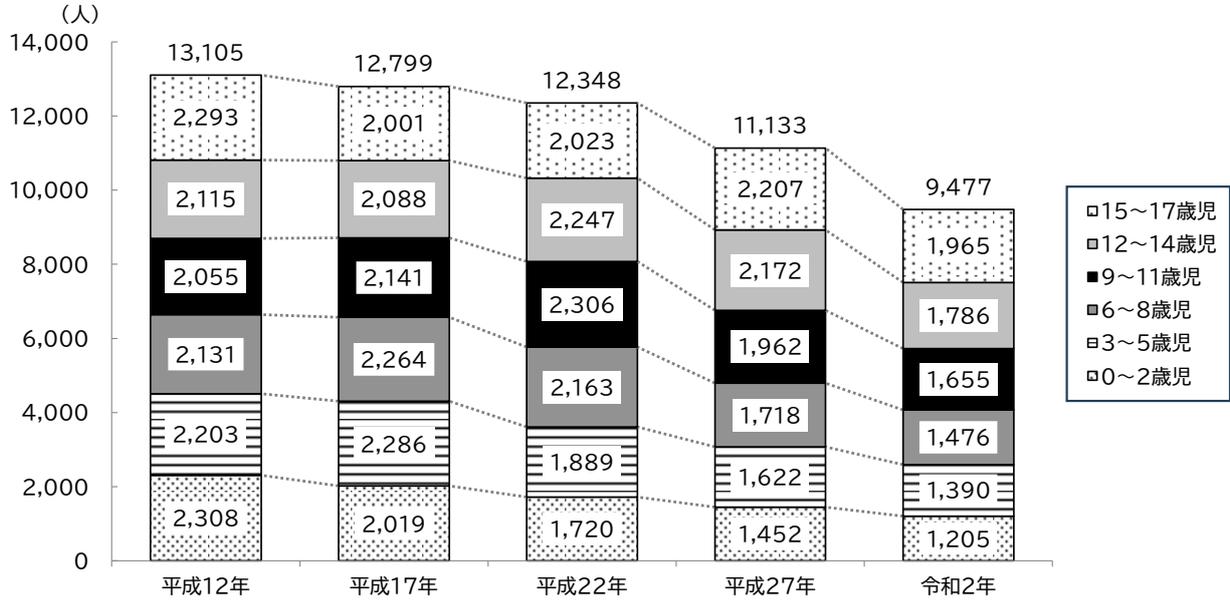


出典：国勢調査

②18歳未満人口

本市の18歳未満人口は減少傾向にあり、令和2年に 9,477 人となっており、1 万人を割り込んでいます。

18歳未満人口の推移

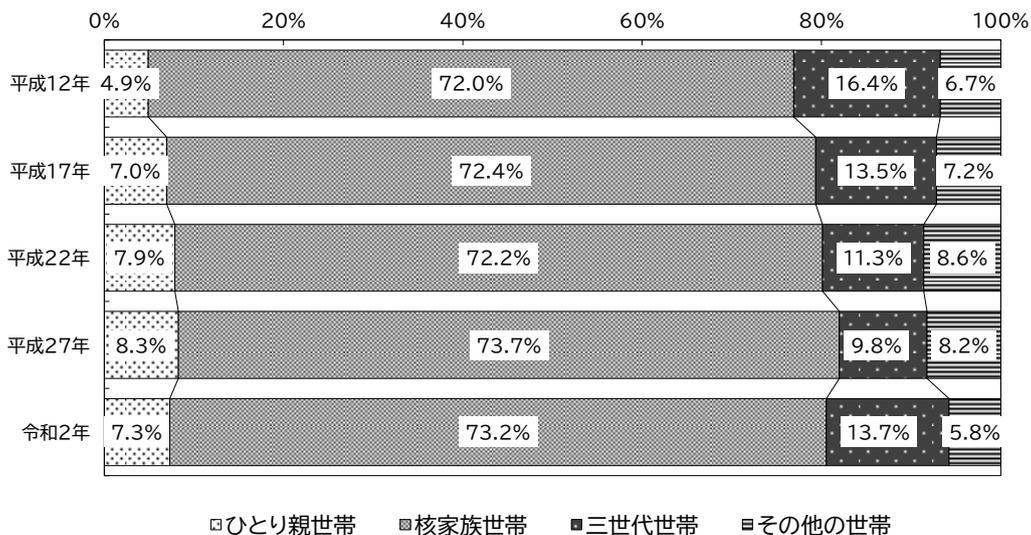


出典：国勢調査

(2)世帯

18歳未満のいる世帯構成は、平成27年までは三世帯世帯の占める割合は減少傾向にありましたが、令和2年に再び増加しています。

18歳未満のいる世帯類型の推移

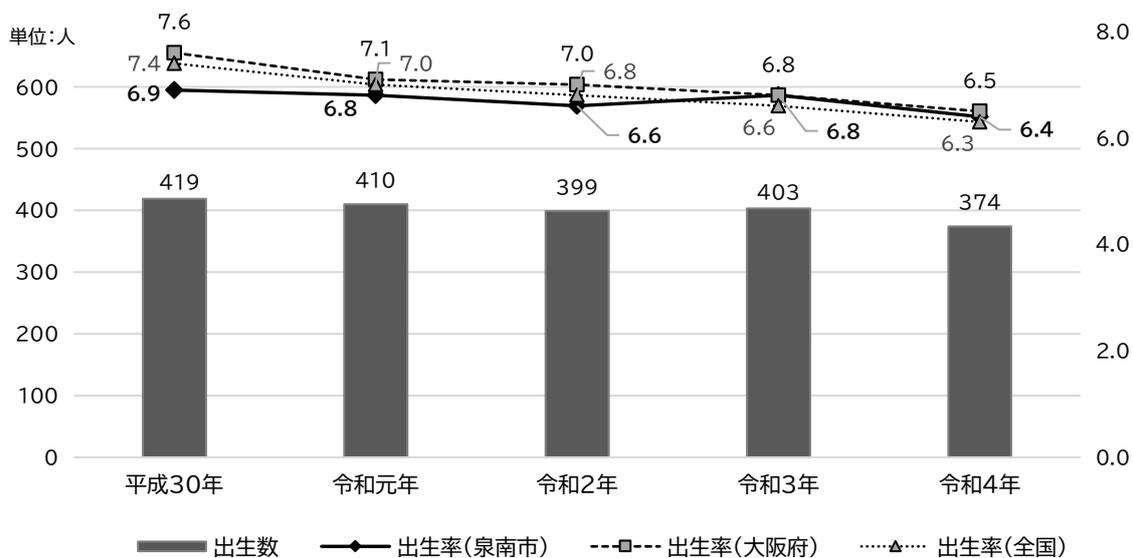


出典：国勢調査

(3)出生

出生数は全体として減少傾向にあり、令和4年に374人となっています。また、出生率(人口千人対)は令和2年までは全国・大阪府を下回っていますが、令和3・4年には全国・大阪府に近い水準となっています。

出生数と出生率(人口千人対)

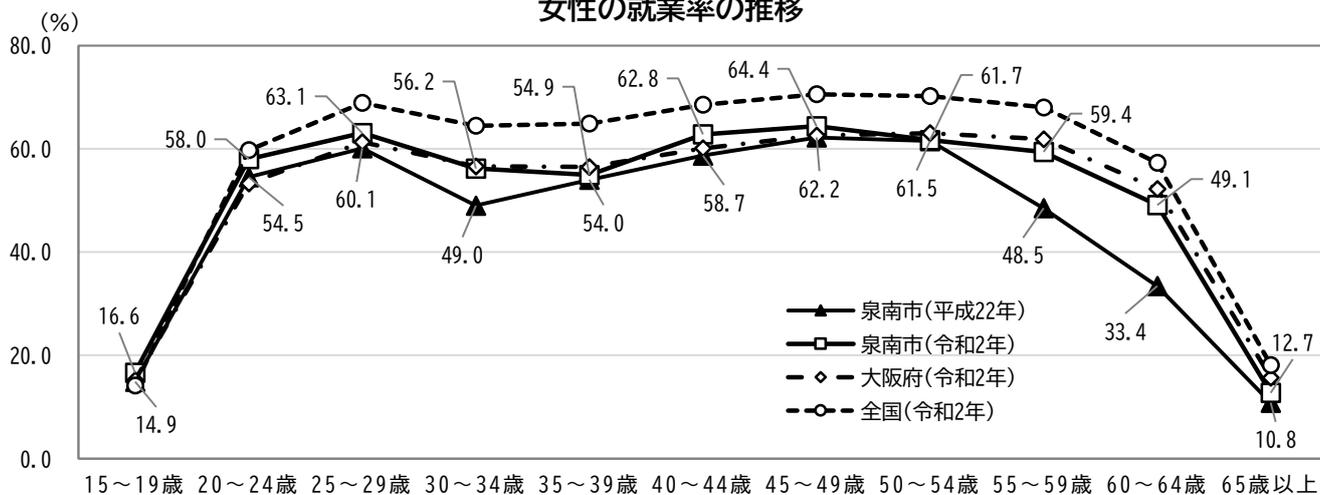


資料:人口動態調査

(4)就業状況

本市の女性の就業率を平成22年と令和2年で比較すると、全年代において就業率が増加しています。30~40歳代で就業率が落ち込む、いわゆる「M字カーブ」は平成22年よりも少なくなっています。また、令和2年は全体的に国よりも就業率が低くなっています。

女性の就業率の推移



出典:国勢調査

(5)事業利用状況

①幼児教育・保育の計画値と実績

(単位:人)			R2	R3	R4	R5	R6
1号認定-3～5歳 (幼稚園、認定こども園)	計画値		717	676	625	605	596
	実績		682	638	582	571	527
2号認定-3～5歳 (保育所(園)、認定こども園)	計画値		570	537	496	480	473
	実績		604	601	583	572	569
3号認定-0歳 (保育所(園)、認定こども園)	計画値		59	58	56	54	53
	実績		58	38	54	46	51
3号認定-1・2歳 (保育所(園)、認定こども園)	計画値		335	332	324	315	305
	実績		322	326	298	309	292

②地域子ども・子育て支援事業の需給計画(量の見込みと確保方策)

事業名					R2	R3	R4	R5	R6
1	利用者 支援事業	確保方策	か所	計画値	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
				実績	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
2	地域子育て 支援拠点事業 (子育てひろ ば事業)	量の見込	人回/年	計画値	20,457	20,157	19,658	19,058	18,426
				実績	8,012	6,304	12,618	14,812	
		確保方策	実施 箇所	計画値	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
				実績	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
量の見込みの乖離要因:新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、開所に制限が生じた。									
3	妊婦健康診査 事業	量の見込	人/年	計画値	394	382	368	356	344
				実績	376	358	324	298	
4	乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込	人/年	計画値	404	394	382	368	356
				実績	397	403	368	337	
5	養育支援訪問 事業	量の見込	人/年	計画値	971	934	885	858	837
				実績	436	355	429	238	
量の見込みの乖離要因:新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、訪問に制限が生じた。									
6	子育て短期支 援事業(ショ ートステイ)	量の見込	人日/年	計画値	5	4	4	4	4
				実績	0	0	0	11	
7	ファミリー・サ ポート・センタ ー事業	量の見込	人日/年	計画値	212	206	198	190	183
				実績	165	231	302	118	
8	一時預かり 事業 (在園児対象 型)	量の見込	人日/年	計画値	12,611	11,893	10,974	10,624	10,467
				実績	11,278	13,967	13,967	14,072	
		確保方策	施設数	計画値	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
				実績	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所

事業名					R2	R3	R4	R5	R6
	一時預かり事業(未就園児対象)	量の見込	人日/年	計画値	731	703	666	646	630
				実績	273	252	623	602	
9	時間外保育事業(延長保育事業)	量の見込	人/年	計画値	520	501	474	460	449
				実績	488	606	647	646	
		確保方策	施設数	計画値	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
				実績	9か所	10か所	10か所	10か所	10か所
10	病児・病後児保育事業	量の見込	人日/年	計画値	946	911	863	836	816
				実績	496	766	871	1,020	
		確保方策	施設数	計画値	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
				実績	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
11	放課後児童健全育成事業	量の見込	人/日	計画値	425	420	414	396	376
				実績	424	441	443	495	
		確保方策	利用人員施設数	計画値	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
				実績	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
12	実費徴収に係る補足給付	量の見込	人/年	計画値	—	—	—	—	—
				実績	25	23	14	21	
13	多様な主体参入促進	確保方策	実施内容	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし		

2 アンケート調査結果にみる現状

(1)調査の概要

本計画の策定に当たり、本市の子ども・子育て世帯の生活実態や動向、ニーズ等を把握、分析することを目的にアンケート調査を実施しました。概要は次のとおりです。

◆ アンケート調査の概要

調査対象者	実施時期	配布数	有効回答数	有効回収率
①就学前児童保護者	R6.3	1,400	484	34.6%
②小学生保護者		1,200	435	36.3%
③中学生保護者		800	255	31.9%
④妊産婦	R6.4~8	280	280	100.0%
⑤小学生	R6.6	984	796	80.9%
⑥中学生		1,668	1,024	61.4%
⑦高校生世代		900	138	15.3%
⑧若者		3,200	496	15.5%

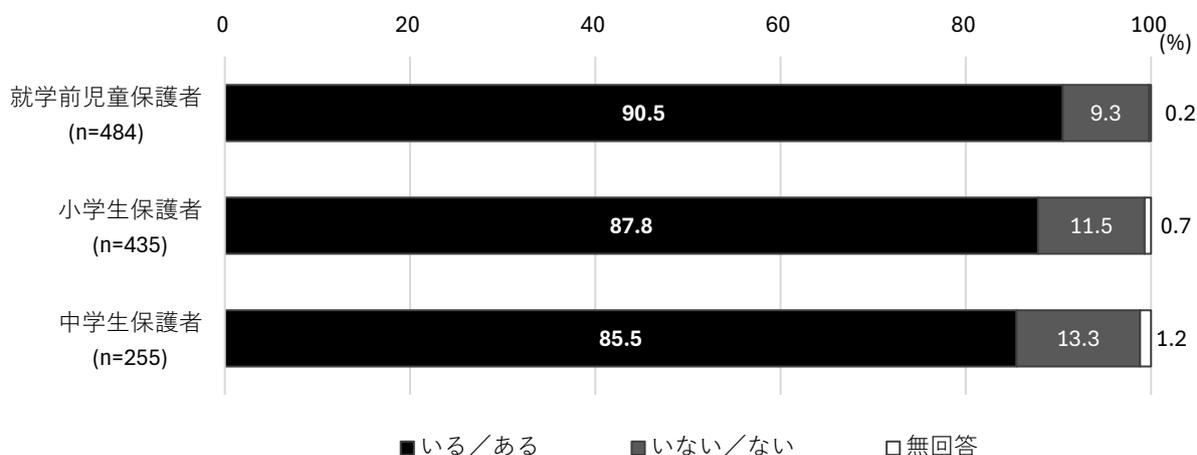
(2)保護者調査

①相談できる人や場所

問：お子さんの子育てや教育について、気軽に相談できる人や相談できる場所がありますか。

(単数回答)

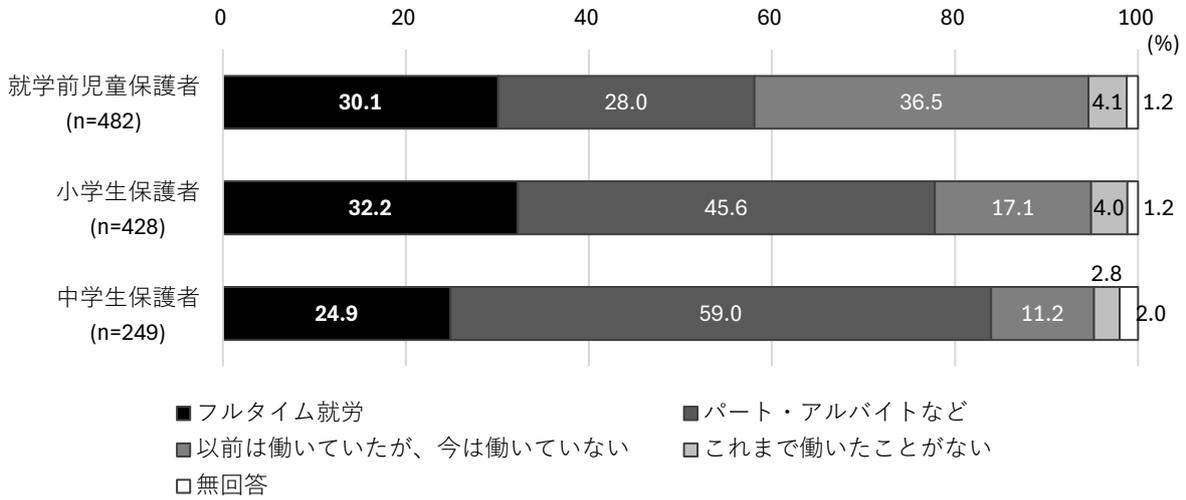
こどもの年齢が上がるにつれ、「いる/ある」の割合が減少しており、保護者が悩みを持ったり相談したりする機会が減少することがうかがえます。



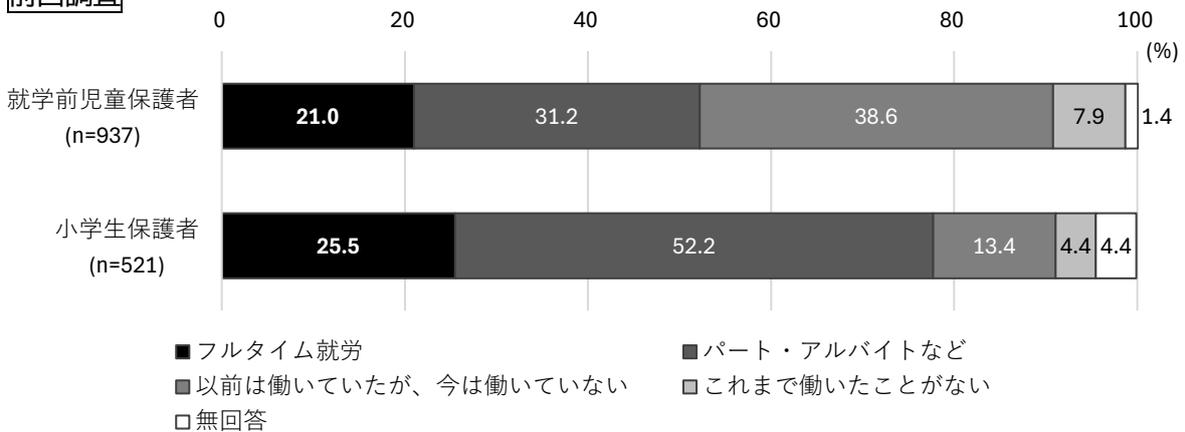
②就労状況(母親)

問:「母親」の働いている状況についておうかがいします。(就労状況の選択肢から単数回答)

就学前児童保護者においては「以前は働いていたが、今は働いていない」、小・中学生保護者においては「パート・アルバイトなど」の割合が、それぞれ最も高くなっています。また、前回調査との比較では、全体的に母親のフルタイム就労の割合が増加しています。



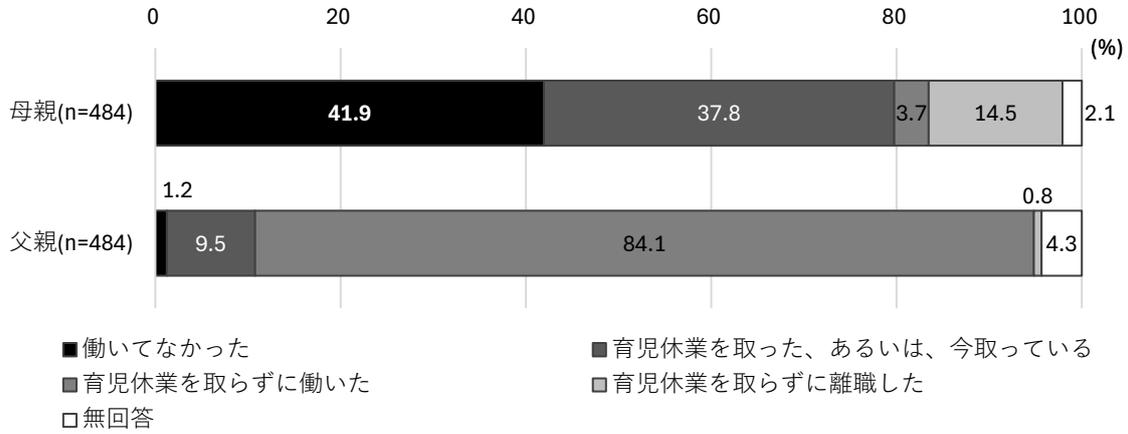
前回調査



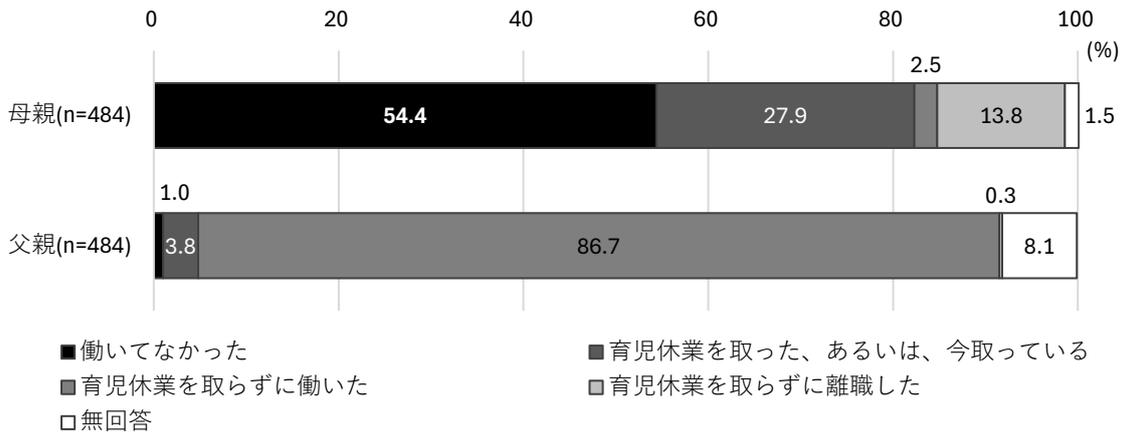
③育児休業

問：生まれたときに母親、父親は育児休業を取りましたか。(単数回答)

母親の育児休業取得率は約4割、父親は約1割となっています。前回調査と比較すると、母親・父親とも育児休業取得率が増加しています。



前回調査

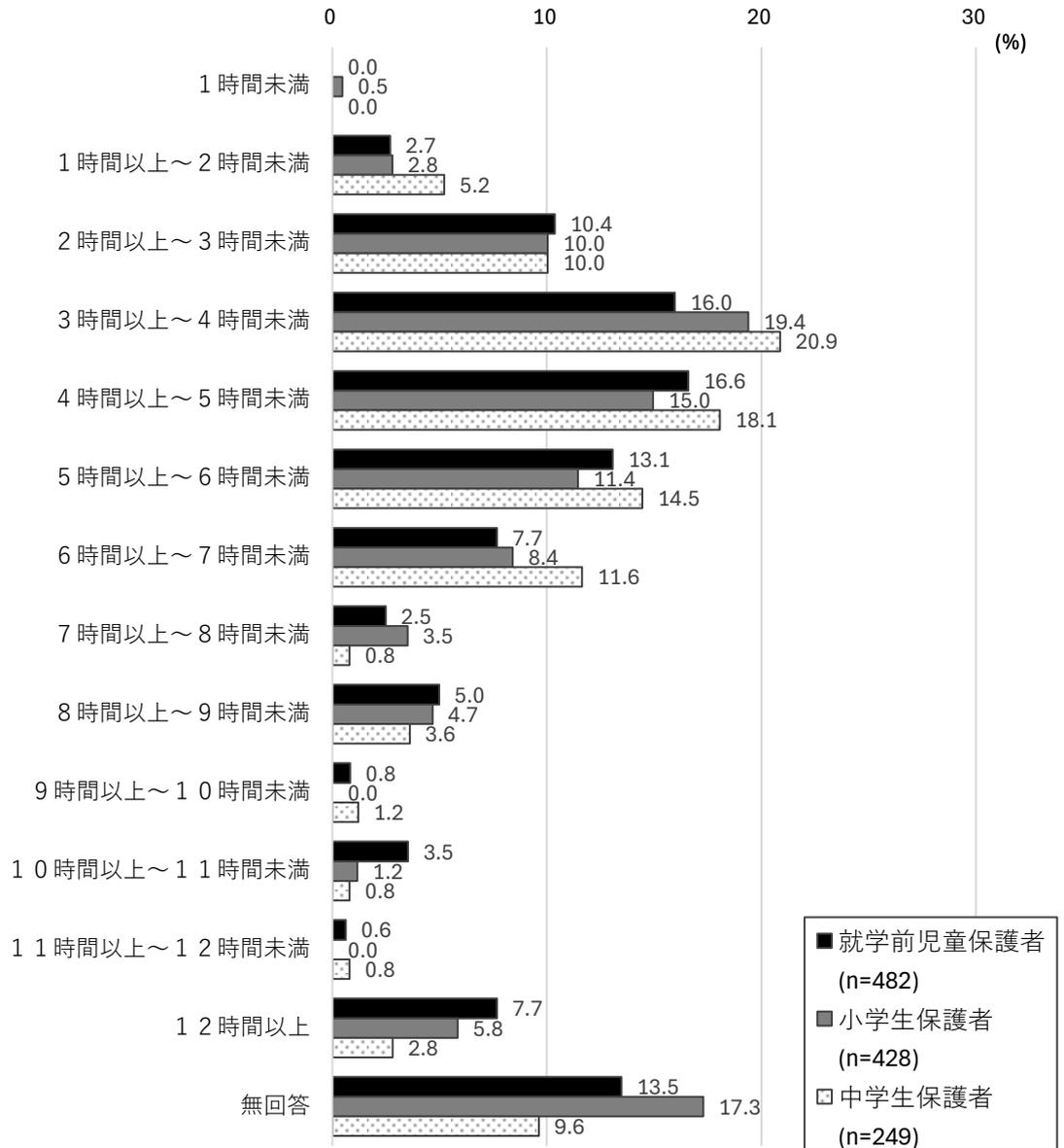


④家事の時間

問:1日当たりの家事を何時間くらいしますか。(数値回答)

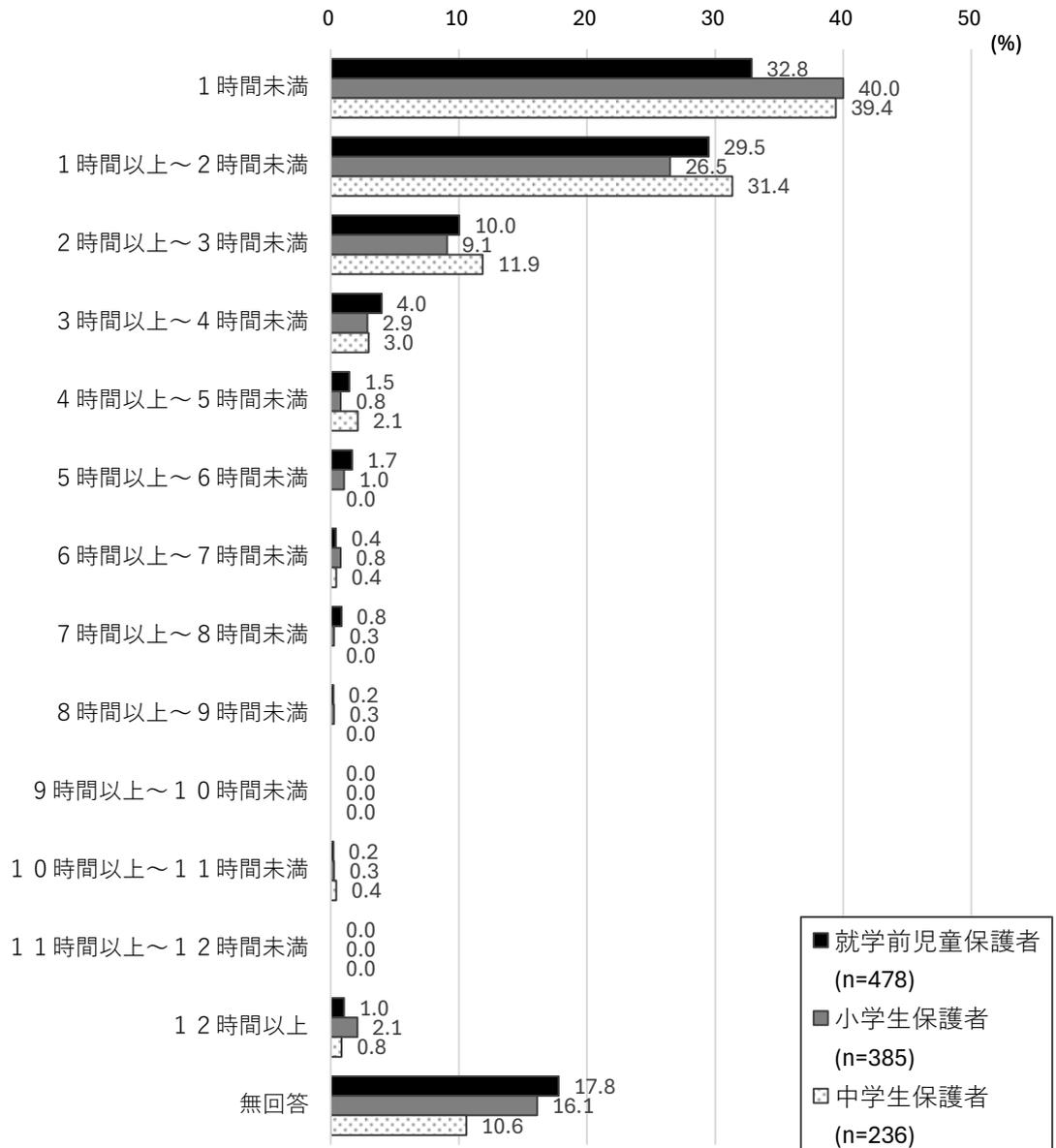
母親

就学前児童保護者においては「4 時間以上～5 時間未満」、小・中学生保護者においては「3 時間以上～4 時間未満」の割合が最も高くなっています。



父親

いずれの年齢層でも「1時間未満」の割合が最も高くなっています。母親と比較すると、全体的に家事に携わる時間は短時間となっています。

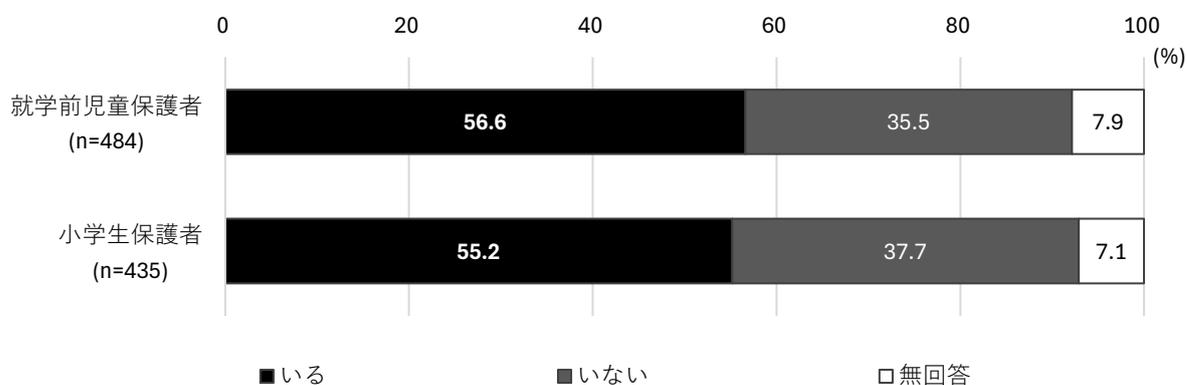


⑤人とのつながり

問:近所(お住まいの近く)で日常的にちょっとした子どもの話や世間話をする人はいますか。

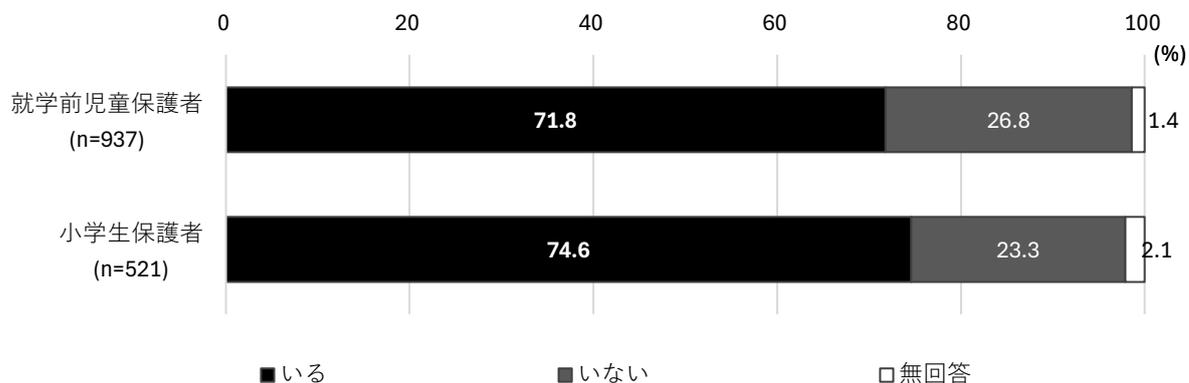
(単数回答)

いずれの年齢層も、「いる」の割合が約6割となっています。年齢層による傾向の違いはみられません。



前回調査

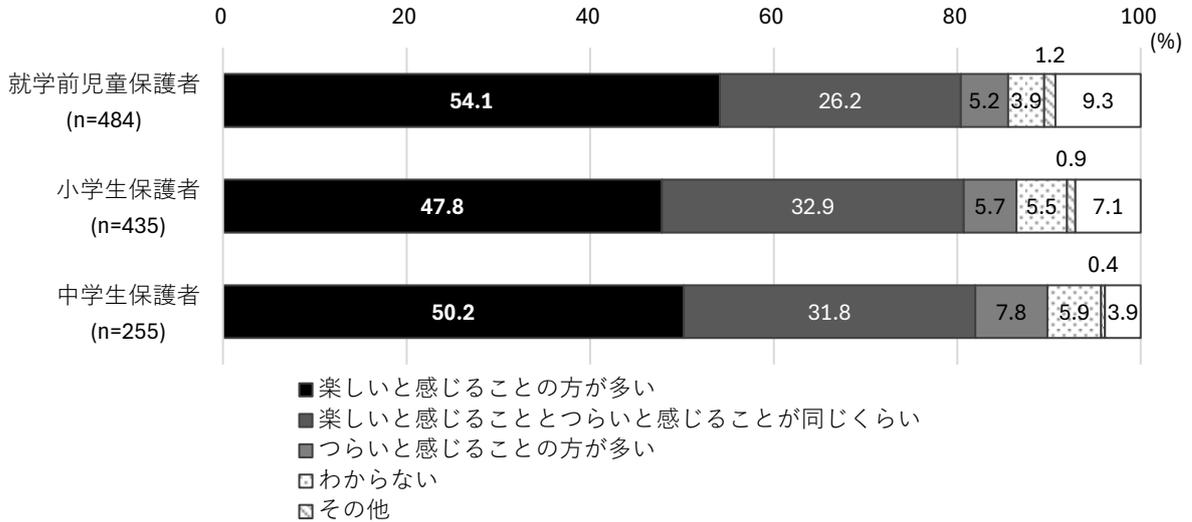
いずれの年齢層も、「いる」の割合が約7割となっています。前回調査と比較すると、「いる」の割合が大きく減少しています。



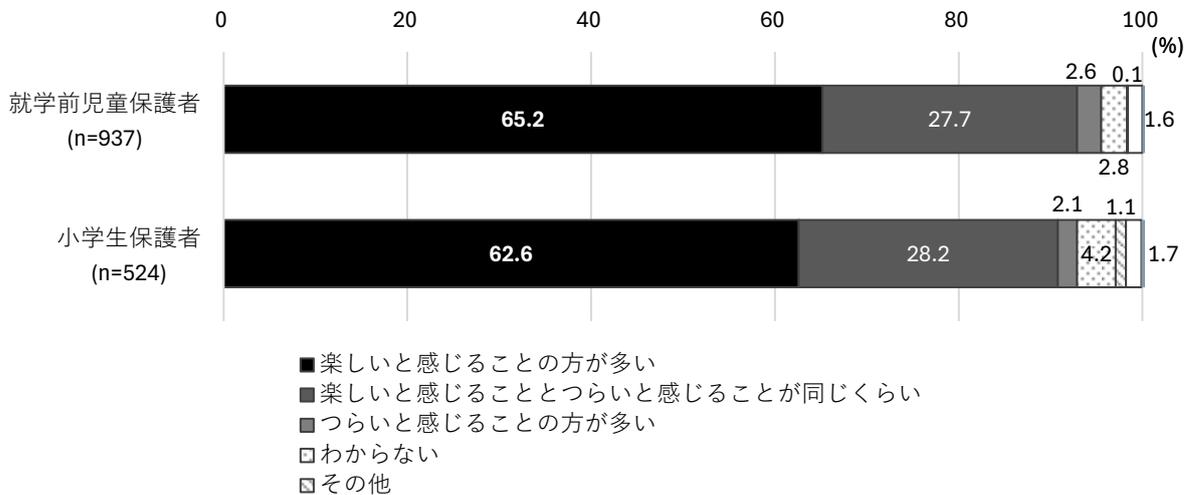
⑥子育てへの意識

問:ご自身にとって子育てを楽しんでいることが多いと思いますか。それともつらいと感じることが多いと思いますか。(単数回答)

就学前児童保護者において他の年齢層よりも「楽しいと感じることの方が多い」と回答した割合が、約5割と高くなっています。前回調査と比較すると、「楽しいと感じることの方が多い」の割合が大きく減少しています。



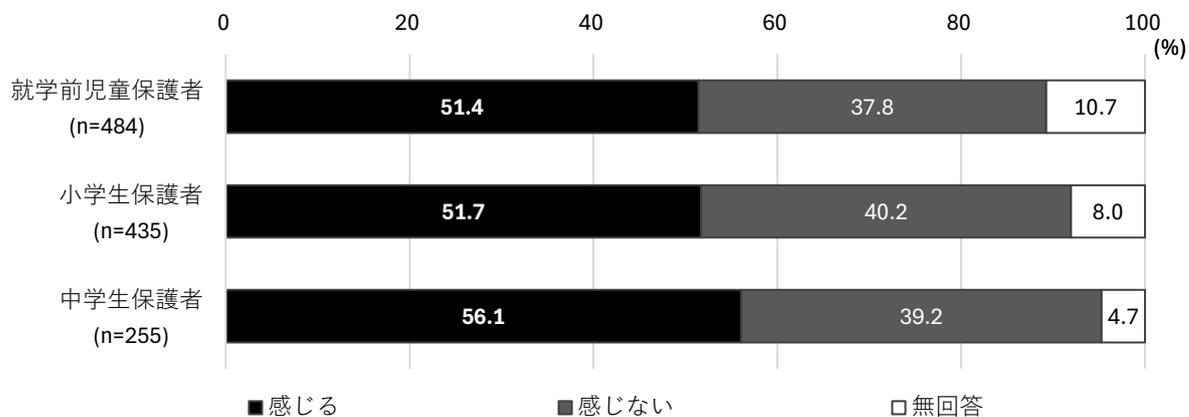
前回調査



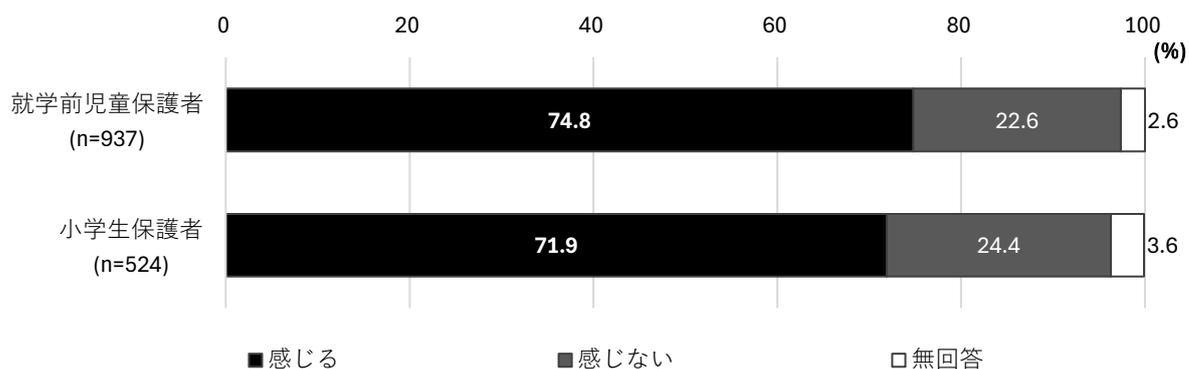
⑦地域とのつながり

問:ご自身の子育てが、地域の人に支えられていると感じますか。(単数回答)

年齢層ごとの傾向に大きな違いはありませんが、中学生保護者において「感じる」の割合がやや高くなっています。前回調査と比較すると、「感じる」の割合が大きく減少しています。



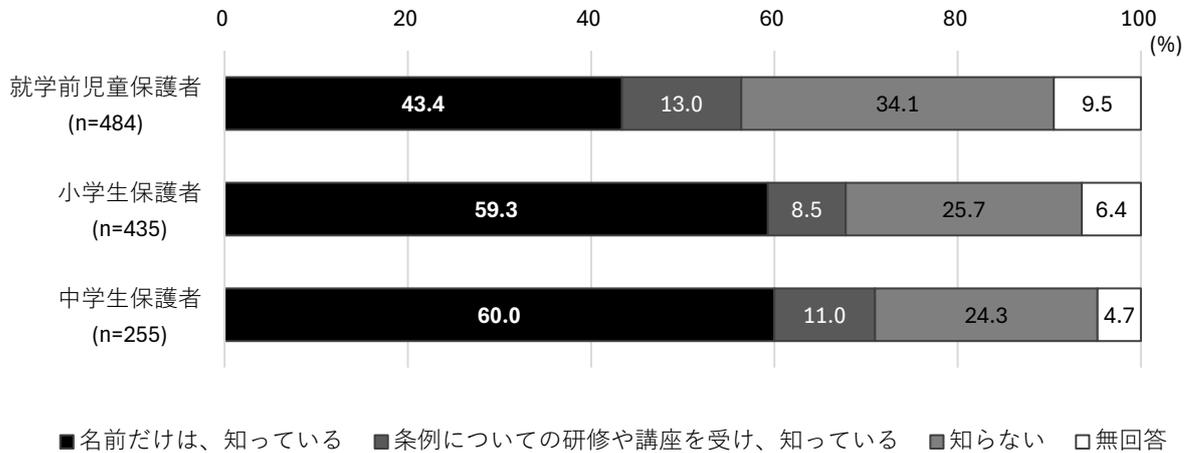
前回調査



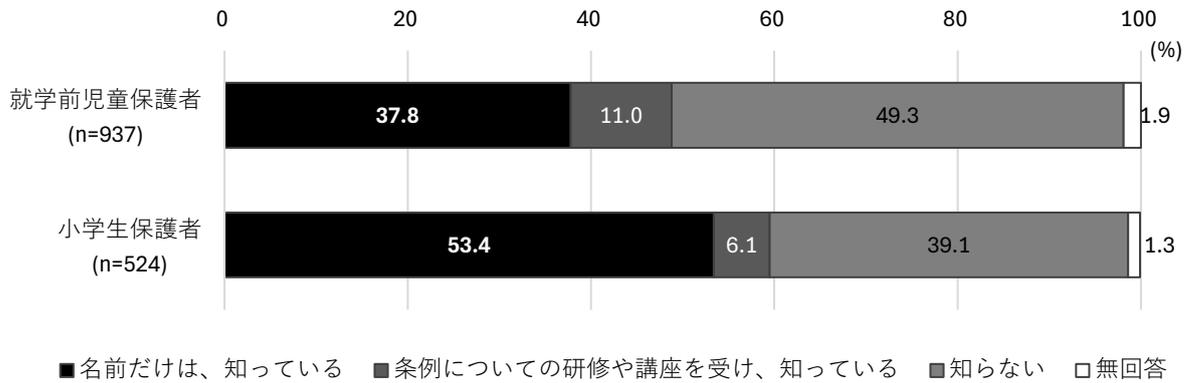
⑧泉南市子どもの権利に関する条例

問:「泉南市子どもの権利に関する条例」を知っていますか。(単数回答)

就学前児童保護者においては「知らない」が約3割となっていますが、小・中学生保護者になるとその割合が減少しています。前回調査と比較すると、就学前児童保護者・小学生保護者いずれも認知度が増加しています。



前回調査



(3)妊産婦アンケート

乳幼児健康診査受診者を対象に実施したアンケートにおいて、出産に関して母親が感じていたことについて、次のとおりの回答を得ています。

(単位:%)

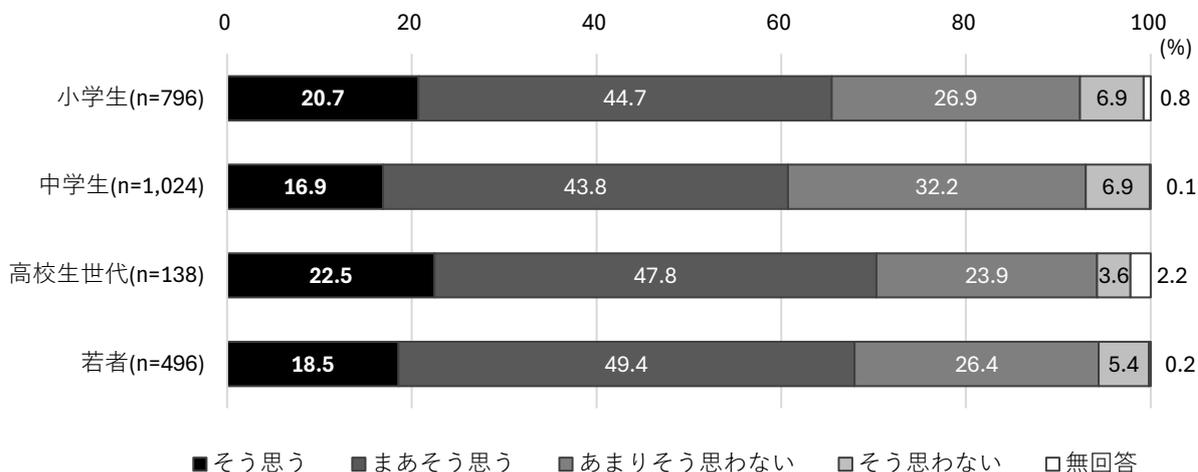
	はい	いいえ	無回答
①出産する場所(医療機関・助産所等)に関する情報を十分に得ることができましたか	91.8	5.4	2.9
②自分の希望する場所で出産の予約ができましたか	93.9	4.6	1.4
③出産した場所の設備や食事等、環境面での快適さには満足できましたか	93.2	4.6	2.1
④妊娠中、健康管理に自分から積極的に取り組みましたか	86.8	11.1	2.1
⑤妊娠中、助産師からの指導・ケアは十分に受けることができましたか	92.9	4.6	2.5
⑥出産中、医療関係者に大切にされていると感じましたか	95.7	1.8	2.5
⑦出産した後、出産体験を助産師等とともに振り返ることができましたか	75.4	20.0	4.6
⑧産後の入院中、助産師からの指導・ケアは十分に受けることができましたか	95.7	1.8	2.5
⑨産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けることができましたか	88.2	8.2	3.6
⑩妊娠中、周囲の人はタバコを吸わないようにしてくれましたか	80.4	15.0	4.6
⑪妊娠・出産に関して、夫(お父さん)の理解や対応に満足できましたか	88.2	8.6	3.2
⑫妊娠・出産に関して、夫(お父さん)以外の、家族や親族の理解や対応に満足できましたか	93.6	4.3	2.1
⑬妊娠、出産に関して、職場の理解や対応に満足できましたか	72.5	5.0	22.5
⑭妊娠、出産に関して、社会の理解や対応に満足できましたか	76.4	9.3	14.3

(4)こども調査

①自己肯定感(人から必要とされている)

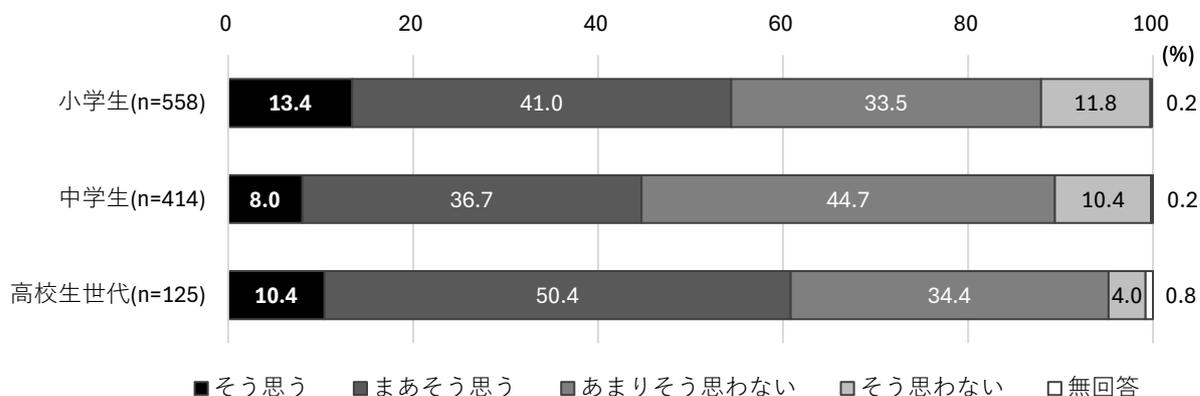
問:あなたは、次のことについてどう思いますか(人から必要とされていると思いますか)。(単数回答)

高校生世代において、最も肯定的な回答の割合が高くなっています。



前回調査

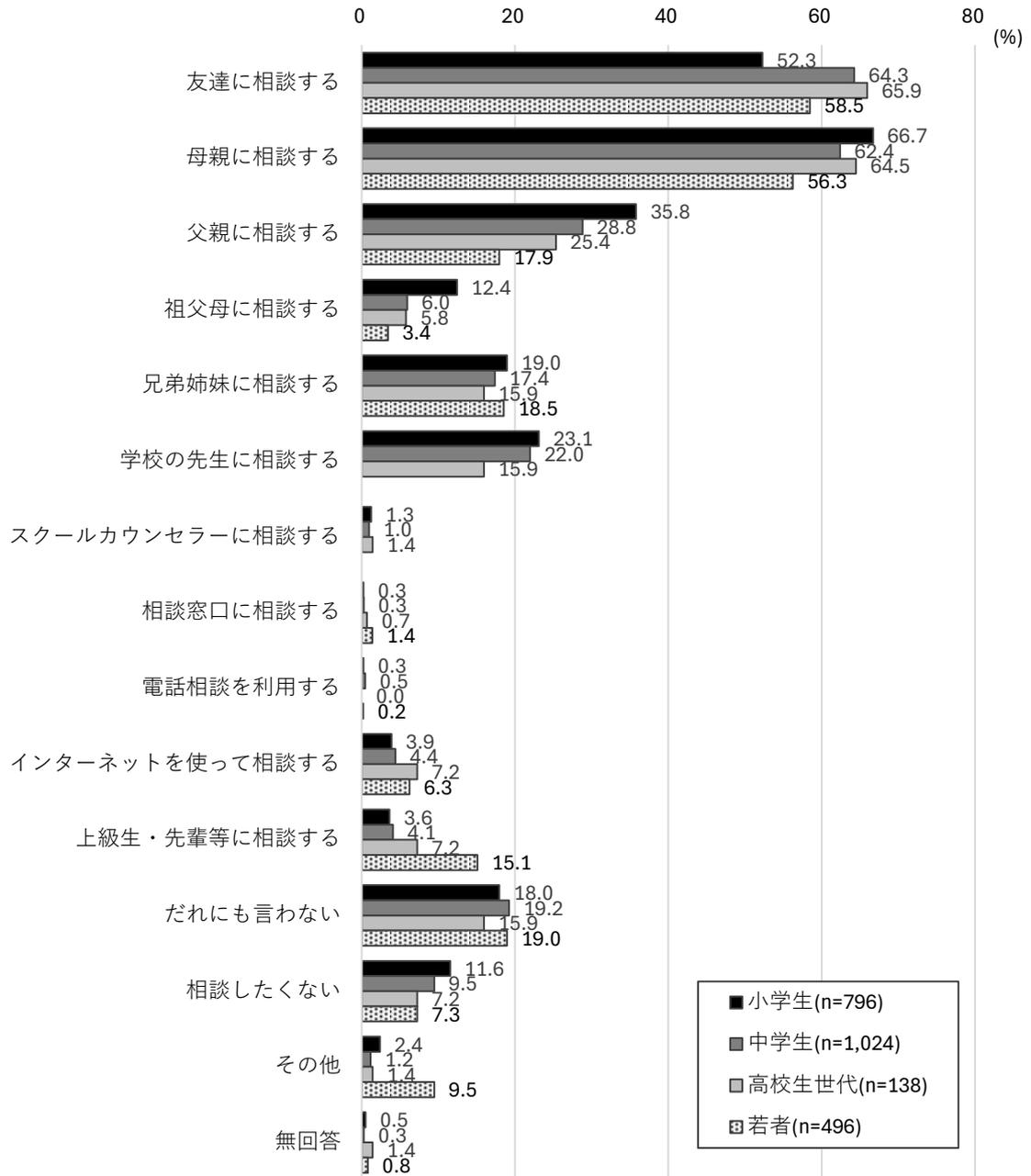
前回調査と比較すると、いずれの年齢層においても肯定的な回答の割合の増加がみられ、特に中学生において顕著な増加がみられます。



②相談相手

問:あなたは、不安や悩みがあったとき、どうしていますか。(複数回答)

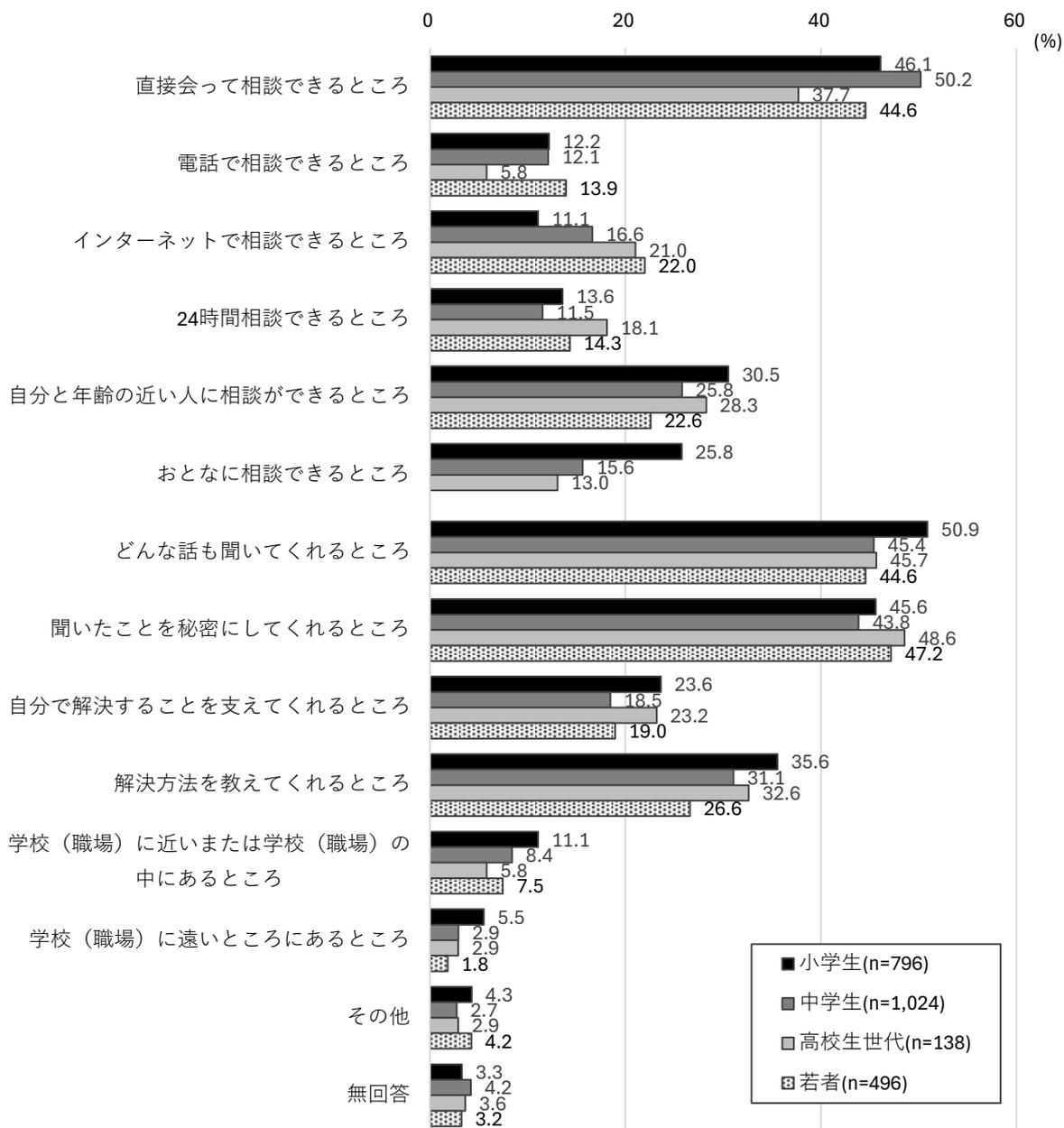
いずれの年齢層も、母親や友達に相談することが多くなっています。父親への相談は、年齢があがるにつれ減少しています。いずれの年齢も、「だれにも言わない」の割合が約2割、「相談したくない」の割合が約1割となっています。



③相談窓口への要望

問:あなたは、どのようなところに相談したいと思いますか。(複数回答)

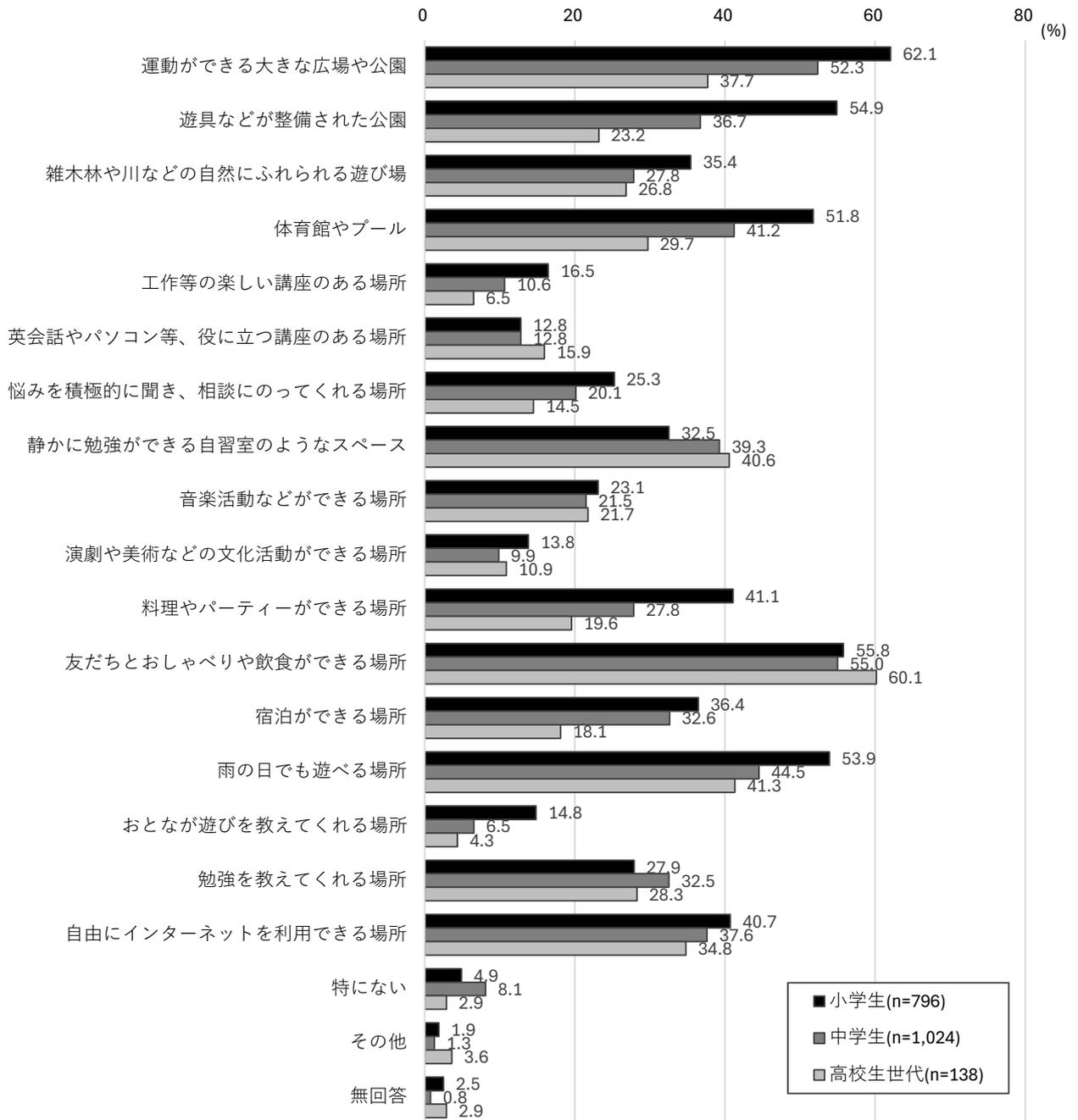
小学生においては「どんな話も聞いてくれるところ」、中学生においては「直接会って相談できるところ」、高校生世代・若者においては「聞いたことを秘密にしてくれるところ」が、それぞれ最も割合が高くなっています。



④こどもの居場所

問:どんな居場所があるといいと思いますか。(複数回答)

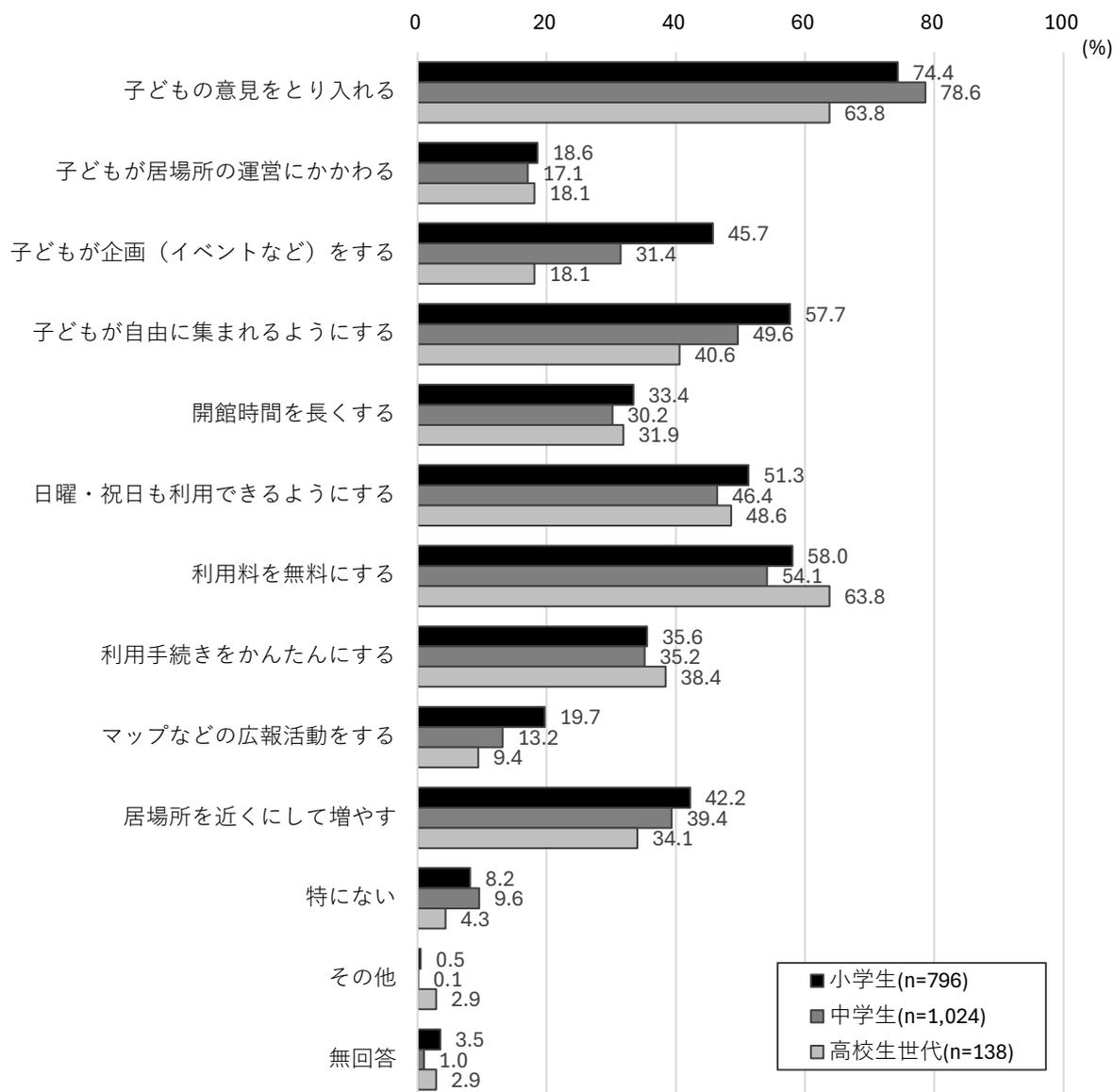
小学生においては「運動ができる大きな広場や公園」、中学生・高校生世代においては「友だちとおしゃべりや飲食ができる場所」が、それぞれ最も割合が高くなっています。



⑤こどもの居場所のあり方

問：居場所を子どもが使いやすいするためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）

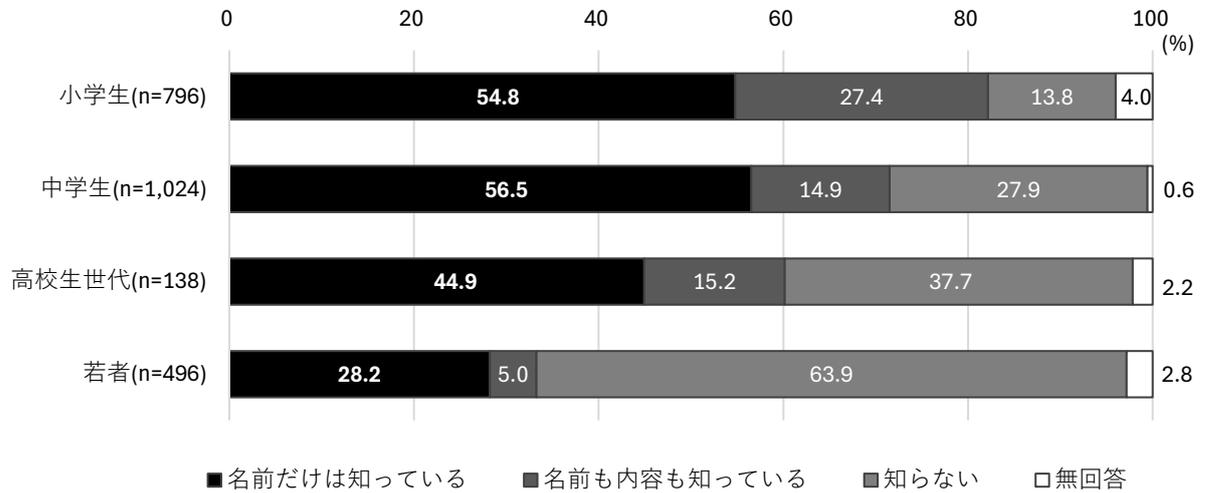
いずれの年齢層も「子どもの意見をとり入れる」の割合が最も高くなっています。高校生世代においては「利用料を無料にする」の割合も高くなっています。



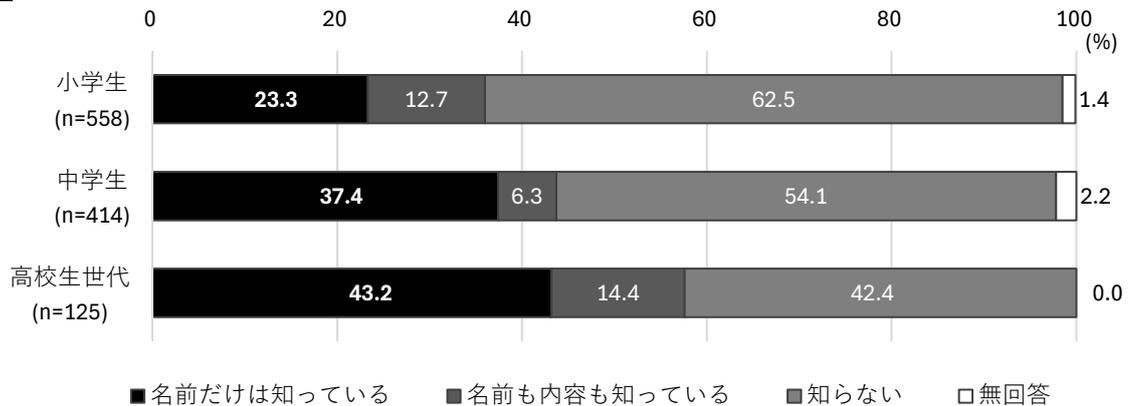
⑥泉南市子どもの権利に関する条例

問:あなたは泉南市に「子どもの権利に関する条例」があることを知っていますか。(単数回答)

小学生において、「名前も内容も知っている」の割合が約3割となっています。年齢層があがるほど「知らない」の割合が増加しています。前回調査と比較すると、小・中学生いずれも認知度が増加しています。



前回調査



⑦子どもの権利擁護

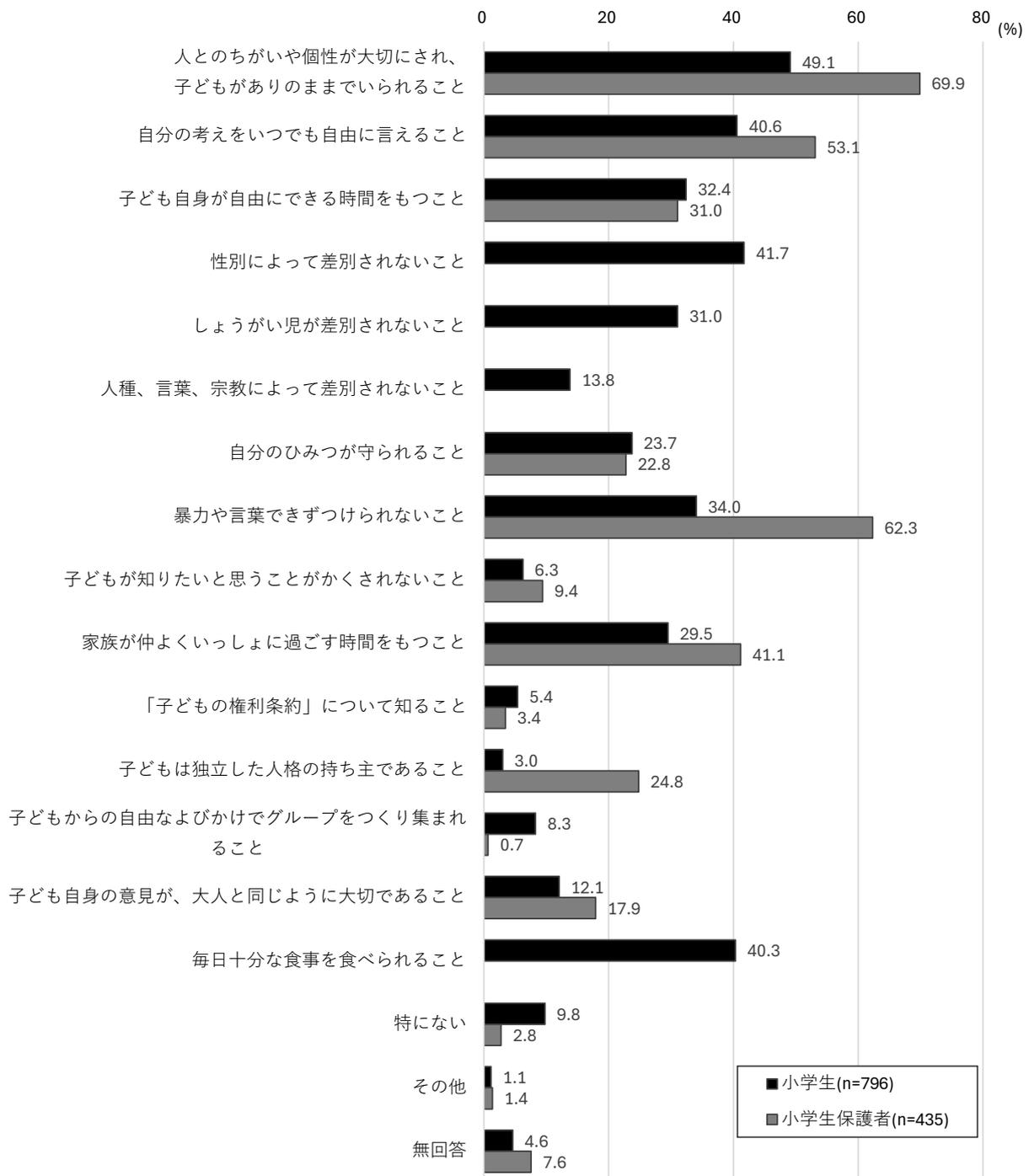
保護者への問:子どもの権利について特に大切だと思う事は何ですか。(複数回答)

子どもへの問:あなた自身が、子どもに関する権利について特に大切にしてもらえていると感じることは何ですか。(複数回答)

保護者との比較

・小学生

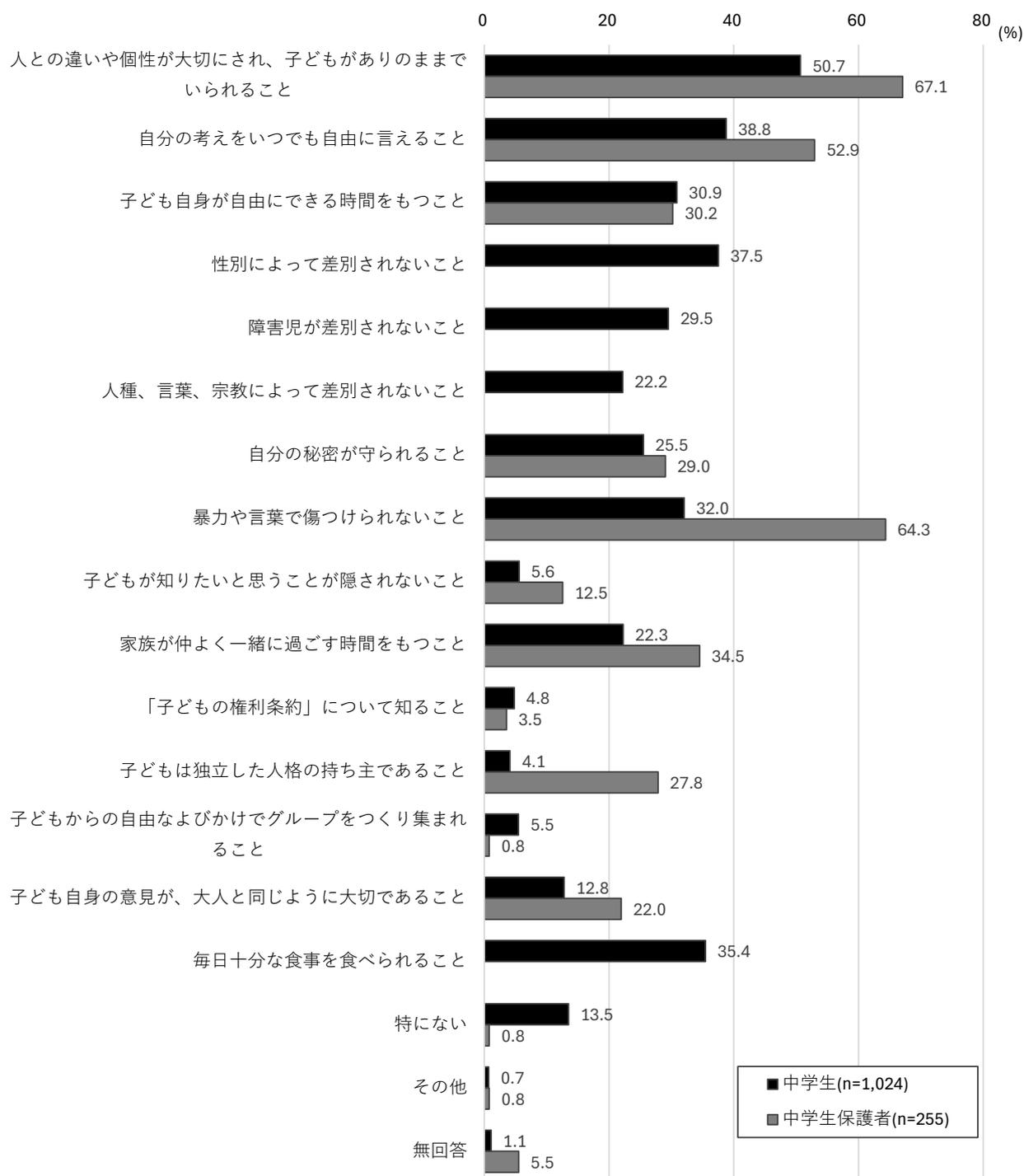
「暴力や言葉できずつけられないこと」について、子どもが約3割なのに対し、保護者は約6割と、保護者が意識しているほどには子どもは大切にしてもらえていると考えていません。また、いずれの選択肢も子どもにとって大切な権利ですが、子どもの回答で半数を超えるものはありません。



・中学生

保護者との比較では、小学生と同様の傾向がみられ、「暴力や言葉できずつけられないこと」に保護者と子どもの格差がみられます。また、「人との違いや個性が大切にされ、子どもがありのままにいられること」については、子どもの回答が半数を超えています、その他の選択肢に半数を超えるものはありません。

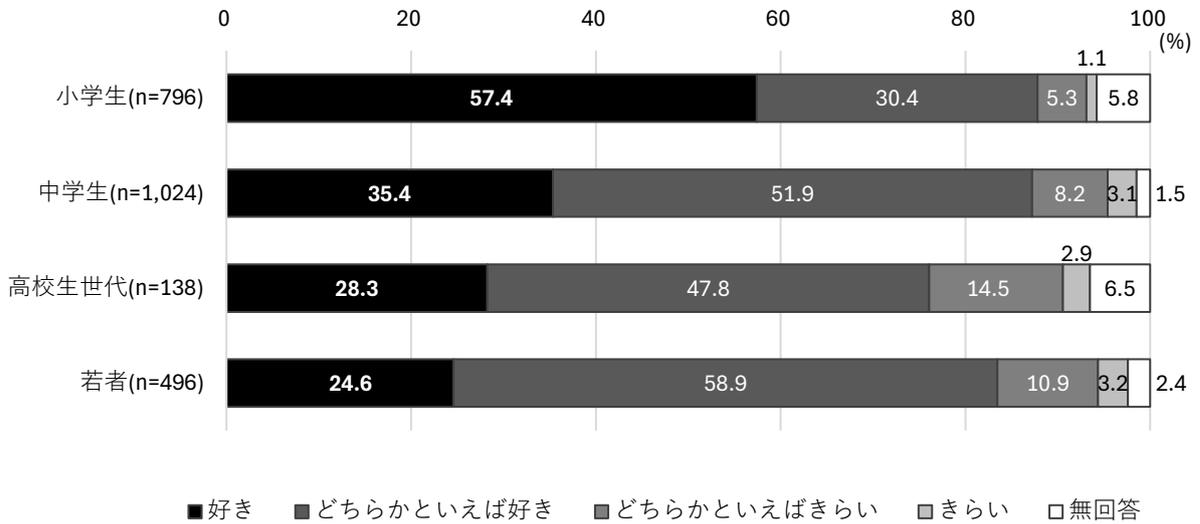
たとえば、子どもの権利条約が大切にしている「情報へのアクセス権」や「集会結社の自由」、「子どもの意見表明・参加の権利」、「名誉の保護」に対応する選択肢への回答が、子ども・保護者ともに高いとは言えない結果になっています。おとなが子どもの権利を尊重するだけでなく、子どもの権利についての認識を子ども・保護者ともに高める必要があります。



⑧泉南市への愛着

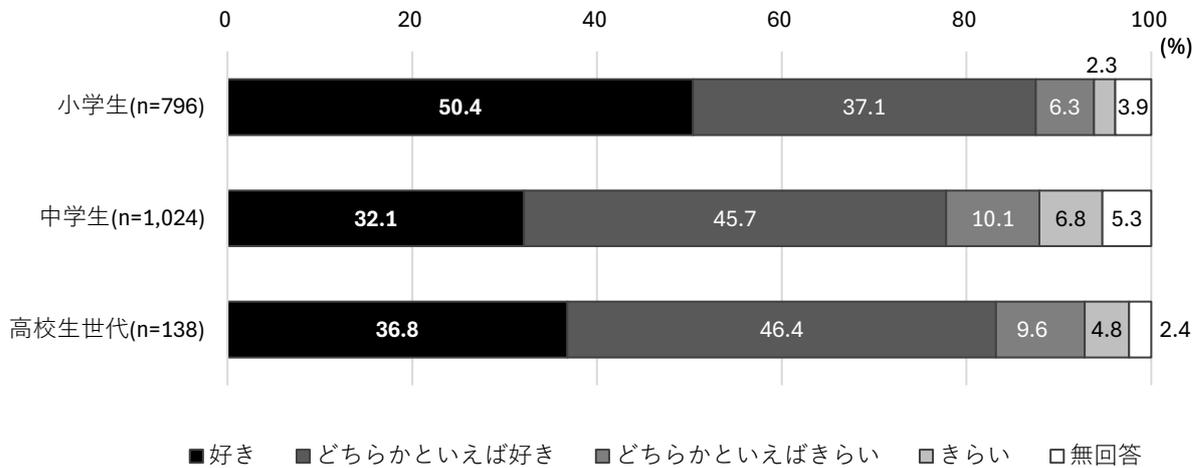
問:あなたは泉南市が好きですか。(単数回答)

肯定的な回答をした割合(「好き」と「どちらかといえば好き」の合計)は、小・中学生が約9割、高校生世代・若者が約8割となっています。「好き」と明確に回答した割合は、年齢層があがるにつれ減少しています。



前回調査

前回調査と比較すると、肯定的な回答をした割合は、中学生においては増加、高校生世代においては減少しています。



3 こどもの意見聴取結果

(1)調査の概要

本計画策定に向け、アンケート調査だけでなく、こどもの意見や課題感を把握するため、次の調査を行いました。

対象区分	日時・場所	調査・意見聴取形式	参加者
若者	令和6年7月28日 泉南市役所2階大会議室	ワークショップ	せんなん子ども会議のOB 他、市内在住の若者
子ども	令和6年8月3日 市民交流センター別館	ヒアリング	当日来館していた子ども
	令和6年8月3日 青少年センター	ヒアリング	当日来館していた子ども
市職員	令和6年10月9日 泉南市役所2階大会議室	座談会	福祉関係課職員等

意見聴取のテーマとしては、(1)相談・救済、(2)こどもの居場所を中心とした。結果の概要は次のとおり。

(2)子ども・若者の意見聴取結果

①相談・救済について

【若者からのご意見】

課題

- ・悩みがあっても、はじめから専門家に相談するのはハードルが高い。相談窓口があっても、利用する気になる子どもは少ないと思う。
- ・センシティブな悩みについては、自分のことをあまり知らない人に相談したい。近しい人に相談してしまうと、その後の人間関係に悪影響があるのが怖い。

対応

- ・ある程度の信頼関係があって、はじめて相談しようと思うもの。悩み相談専用の窓口よりも、コミュニティが形成できる場で日常的な関係性をつくって、そこから相談につながっていく、という形がよいのではないか。
- ・LINE やメール等で相談のできる、顔を合わせる必要のないオンライン形式の相談支援は必要。そこから、たとえば 24 時間利用できるコミュニティ形成可能な場を紹介して、徐々に地域のコミュニティへ移行してもらうのがよいのではないか。
- ・たとえばチョコザップのような、特定の目的で利用ができていつでも出入り可能な場があれば、コミュニティの形成がしやすいのではないか。

【こどもからのご意見】

課題

- ・悩みがあっても、おとなにはまず相談しない。おとなに相談すると大ごとになってめんどくさい。誰かに伝わってしまうのではないかということも心配。
 - ・(相談しやすい人の条件)やさしい人、口の堅い人、話しやすい人、一緒に考えてくれる人。
- ※同様のご意見を、当日多数いただいた。

対応

※相談支援について、具体的な要望はなかった。課題にあるとおり、相談することでおとなが人間関係に介入してくることへの忌避感が感じられた。

【総括】

- ・全体として、専門性の高い相談支援をいくら整備しても、日常的な関係性がなければこどもたちの自発的な相談にはつながりづらいと感じられた。
- ・近い人に相談したくないこどものために、SNS やインターネット上の相談支援は必要。しかし、匿名性が高いことではじめて安心して相談できる性質のものであるため、実際の個別介入にはつながりづらい。
- ・若者の指摘のように、こどもたちがコミュニティを形成できる場も必要である。そうした場に、こどもたちが気軽に頼れるような一次相談機能があわせて備わっていることが望ましい。

②こどもの居場所に必要なもの・機能について

【若者からのご意見】

- ・まわりの目を気にしないでいられる場所。心を許せる場所・空間。
- ・対面で集まれる場の他に、匿名性の高いオンラインの居場所もあるといい(メタバース、ZOOM 等)。
- ・現状、コンビニがそうした場になってしまっている。対面の場として何かを整備しても、コンビニには勝てないのではないか。
- ・学校が終わってから、夜に集まりたいとなることも多い。コンビニだと治安が心配。24時間開いていて、気軽に行ける安全な施設が必要。(夜に開いていると治安が悪化するのでは、という意見もあった)

【こどもからのご意見】

- ・校区内に公園が欲しい。
- ・近所の公園もあまりきれいでない。虫が多い、草も多い、砂場には糞がある、トイレが汚い。休憩する(屋根・椅子のある)場所が欲しい。

■以下、居場所への希望

- ・しゃべれる場所が欲しい。
- ・宿題のできる場所。
- ・暑くない、クーラーのついている場所。
- ・おとなはいてほしい。

【総括】

- ・若者からは、放課後・夜間に集える場所を望む声が多く聞かれる一方で、安全性を気にする声もあった。
- ・子どもからは、公園を望む声がある一方で、猛暑の影響で、室内の居場所を望む声が聞かれた。
- ・子ども・若者それぞれに、周囲に気遣いなくすごせる場所を望む声があった(まわりの目を気にしないでいられる場所、しゃべれる場所等)。ハードとしての場所というより、環境や空間づくりに関することであり、子ども自身が居場所のあり方を決められることが重要ではないかと考えられる。

(3)職員の意見聴取結果

子ども・若者のご意見を踏まえ、参集いただいた職員とも、主に相談・救済に関する意見交換を行いました。

【主なご意見】

- ・専門性のある相談員が圧倒的に不足していると感じている。また、専門性を高めるために、どのような研修を行っていけばよいか、検討の必要がある。
- ・年々、SC や SSW などの人的資源の充実は実感するが、児童を対象にした市内の相談員の資質向上や研修の機会が少ない。また、SC や SSW との連携の機会があると、より充実した支援につながるのではないか。
- ・SC の配置人数・頻度が増えれば、支援の幅が広がるのではないか。市の独自予算での配置にはなってしまうので、そこにかかっている。
- ・市としてはどの窓口にも相談があっても、適切な窓口・機関につながるよう支援をするという方向性。今後、より体制を充実する必要がある。

4 法・制度の主な動向

こども・子育て支援に関わる新たな国の法・制度の改正等の動向については、次のとおりです。

①「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」の閣議決定

少子化、人口減少に歯止めがかからない中で、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況が深刻になっていることを鑑み、令和3年度に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が策定されました。常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組み・政策を我が国社会の真ん中に据えた社会(こどもまんなか社会)にすることを目指しており、その新たな司令塔として、「こども家庭庁」を設置することが定められました。

これに基づき、令和5年4月1日に「こども家庭庁」が発足しました。

②「児童福祉法」等の改正

児童虐待相談対応件数の増加や子育てに困難を抱える世帯の課題が顕在化している状況を踏まえ、子育て家庭や養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた施策を推進するため、令和4年度に児童福祉法等が改正されました。

この改正により、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」を設置することが努力義務となりました。

③「成育医療等基本方針^{※1}」の改定

平成30年に成立した成育基本法^{※2}に基づく成育医療等基本方針(令和3年2月閣議決定)について、こども基本法の施行やこども家庭庁の設置に関連して、令和5年度に改定が行われました。妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等に対し、「こども家庭センター」をコーディネーターとして多職種連携による支援を推進することとされています。

※1 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針

※2 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

④「こども基本法」の施行

令和3年度の「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を受け、こども政策の新たな考え方を盛り込んだ法律として、令和5年4月1日に施行されました。日本国憲法及び子どもの権利条約の趣旨を踏まえ、こども施策の総合的な推進を目的としています。

年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保や、こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、国及び地方公共団体は、こども施策を策定、実施、評価するに当たっては、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとされています。

さらに、市町村は、国の大綱を勘案して、こども施策についての計画(市町村こども計画)を定めるよう努めるものとされています。

⑤「こども大綱」の閣議決定

「こども基本法」に基づき、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定されました。

これまで別々に策定・推進されてきた、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」の3つの大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められました。

⑥「こども未来戦略」の閣議決定

令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、少子化・人口減少のトレンドを反転させるため、これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向が取りまとめられました。また、今後3年間の集中取り組み期間において実施すべき「加速化プラン」の内容も示され、児童手当の拡充や「こども誰でも通園制度」の創設等が盛り込まれました。

⑦「こどもの居場所づくりに関する指針」の閣議決定

令和5年12月に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」では、居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しているため、こどもが生きていくうえで居場所があることは不可欠とされています。地域における居場所づくりを推進する観点から、こどもの居場所づくりに関する基本的事項や居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点等が示されました。

なお、本指針では、こどもの居場所づくりについても、都道府県や市町村のこども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められています。

⑧「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」の閣議決定

こどもの成長に応じた環境の変化が育ちの「切れ目」にならないように、すべてのこどもの「はじめの100か月」を社会全体で支援・応援するため、令和5年12月に「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」が策定されました。

本ビジョンでは、地方公共団体は、関係機関の相互連携を図りながら、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を支える重要な役割が求められており、地域の実情に応じて推進していくことが期待されています。

⑨「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正

「こども大綱」に基づき、令和6年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正されました。法律の題名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更され、「貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと」等、解消すべきこどもの貧困が具体的に示されました。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもにとって親とは、自分の誕生のルーツ、アイデンティティーの基本であり、親子関係はかけがえのない大切なものです。

したがって子育てとは、子どもの思いや育ちを尊重しながら、ともに生活をつくっていく営みであり、子どもとおとなの共生、育ち合いだと言えます。親が子どもの幸せを願うのと同様に、子どもは親の幸せを願います。子どもと、そのすこやかな成長の基礎となる家庭を支える責任が、社会にはあります。

また子どもは、次代を担う社会の未来そのものであると同時に、おとなとともに社会の現在を構成するパートナーでもあります。子どもの誕生、子どものすこやかな成長は、社会の大きな力であり、希望なのです。

こうしたことを踏まえ、これまで本市の計画は「子どもとおとなが、ともに夢や希望を語り、育むまち・泉南」を基本理念としてきました。

新たな法のもと「泉南市子ども・子育て支援事業計画」から「泉南市子ども計画」になりますが、本市の基本的な思いは変わりません。したがって、基本理念はこれまでのものを継承することとします。

■基本理念

子どもとおとなが、ともに夢や希望を語り、
育むまち・泉南

子どももおとなも、ひとりひとりの尊厳が尊重され、
現在を見据えて未来に夢や希望をもってつながることができるまち

2 基本的な視点

計画を推進するに当たり、本計画では子どもの権利条約の4つの原則を基本的な視点として、施策を検討します。

視点1 こどもがいかなる差別も受けないこと

すべてのこどもは、国籍、性、障害の有無、経済状況、信仰等、多様な属性を持ちますが、いかなる理由であっても差別されることなく、「泉南市子どもの権利に関する条例」に定めるすべての権利を保障します。

視点2 こどもの最善の利益を考えること

こども支援を考えるに当たっては、「こどもの最善の利益」であることを常に念頭に置き、おとなや社会の都合の支援になっていないかを常に問う必要があります。たとえばスポーツクラブに通うことがそのこどもにとって将来役に立つとおとなが考えても、こどもに望まないスポーツ活動を押しつけるような結果になっては意味がありません。あくまでも、こども自身の意思をくみとり、こどもの最善の利益が尊重されなければなりません。

視点3 こどもの命を守り成長を支えること

すべてのこどもの命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、福祉・教育・保健・医療、経済支援等、社会的支援が整備されている必要があります。虐待やいじめなどでこどもが命を落とすことのないよう、地域社会の支援ネットワークを確立することや、家庭の経済状況のためにこどもの将来の選択肢が制限されることのないよう、貧困対策を展開することなど、これまでの取り組みのさらなる強化を図る必要があります。

視点4 こどもの意見を尊重すること

こどもは自分に関係のある事柄すべてについて、おとなと同様に意見を表明することができます。またその意見表明が「意味のある参加」となるように、意見を言える環境や、意見を政策に反映する仕組みが整備されている必要があります。これまでも本市は、こどもの意見表明の尊重に取り組んできましたが、一層の環境整備に努める必要があります。

本計画の「こども」の定義

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。

これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

本計画においては、こども基本法の趣旨に基づき、「こども」と表記します。

3 基本目標

基本目標Ⅰ 子どもの権利擁護・救済の仕組みづくり

本計画の基本的な視点に基づき、子どもの権利が侵害されるときには、いつでもこどもの声を聴き、こどもの参加のもとで権利擁護・救済を行う仕組みを確立します。

また、すべてのこどもの意見表明の機会確保のために、こどもが自由に意見を言いやすい仕組みを整備するとともに、子どもの権利条約やこども基本法、泉南市子どもの権利に関する条例について、市民(おとな)やこどもの理解が深まるよう、広報・啓発を行います。

基本目標Ⅱ すこやかに生み、育てる環境づくり

子育ては妊娠、出産から始まります。母親にとって妊娠は自分の身体の変調が伴い、様々な不安を感じるものです。また、妊娠・出産が母/父関係の危機をもたらすことも少なくありません。妊娠期から育児期までの切れ目ない両親に対する支援を行うことで、安心してこどもを産み育てることのできる環境づくりを行います。

基本目標Ⅲ 子育て家庭を支援する体制づくり

これまで地域における多様な子育て支援を展開してきましたが、共働き世帯やひとり親家庭、ステップファミリーの増加等、家庭の多様化が進んでおり、保護者がこどもに接する時間はかつてよりも短くなっていると考えられます。そのような中で、こどもにとって最も身近な家庭が安心できる場であるためには、社会的支援も必要です。地域や関係機関が連携しながら、誰もが安心して活用できる子育て支援体制をつくります。

基本目標Ⅳ 豊かなこども・若者時代をすごすための社会づくり

こどもは、権利をもち、今を懸命に生きるひとりの人です。その人生には、自由に集い、のびのびと遊び、学ぶ場が必要です。様々な人との出会いやふれあいなどの体験をすることが大切です。こどもが自他を大切に、自立心や社会性を養い、心身ともに豊かな時間をすごすことができるよう、こどもたちの居場所や多様な学びの機会をつくります。

基本目標Ⅴ 安全・安心のまちづくり

こどもも地域社会を構成する一員であり、地域で安心して暮らせるよう、市民による支援体制を整備するとともに、施設利用や災害時に危害が及ぶことのないよう、地域の施設等の安全性を高めます。

4 施策体系

<基本理念>

こどもとおとなが、ともに夢や希望を語り、
育むまち・泉南

<基本的な視点>

こどもがいかなる差別も受けないこと

こどもの最善の利益を考慮すること

こどもの命を守り成長を支えること

こどもの意見を尊重すること

<基本目標>

I 子どもの権利擁護・救済の
仕組みづくり

II すこやかに生み、育てる
環境づくり

III 子育て家庭を支援する
体制づくり

IV 豊かなこども・若者時代を
すすため社会づくり

V 安全・安心のまちづくり

<基本施策>

(1)子どもの権利の推進
(2)相談・救済の仕組みづくり

(1)妊娠期からの切れ目ない支援
(2)小児医療体制の充実

(1)子育てに関する情報発信・提供
(2)地域における子育て支援事業の充実
(3)子育てと仕事の両立支援
(4)育児不安の軽減と児童虐待防止への支援
(5)こどもが平等に育つための支援
(6)障害児への支援

(1)就学前のこどもの学び・育ちへの支援
(2)小・中学生のこどもの学び・育ちへの支援
(3)若者の学び・育ちへの支援
(4)こどもの居場所づくり
(5)多様な体験機会の創出

(1)市民の参加と協働
(2)地域の環境整備

<基本目標と「泉南市子どもの権利に関する条例」の関係>

第1条 条例の目的

第2条 定義

I 子どもの権利擁護・救済の仕組みづくり

第3条 子どもの権利の尊重

第4条 子どもの意見表明と参加

第5条 せんなん子ども会議

第6条 子どもの相談と救済

第8条 子どもの権利に関する学習と教育

第11条 せんなん子ども支援ネットワーク

第15条 子どもの権利救済委員会の設置

第16条 救済委員会の職務

第17条 救済委員会に関する市等の責務

第18条 条例の実施と広報

第19条 条例の実施に関する検証と公表

II すこやかに生み、育てる環境づくり

第3条 子どもの権利の尊重

第4条 子どもの意見表明と参加

第6条 子どもの相談と救済

第7条 子どもの居場所づくり

第8条 子どもの権利に関する学習と教育

第9条 親その他の保護者の支援

III 子育て家庭を支援する体制づくり

第3条 子どもの権利の尊重

第4条 子どもの意見表明と参加

第6条 子どもの相談と救済

第7条 子どもの居場所づくり

第8条 子どもの権利に関する学習と教育

第9条 親その他の保護者の支援

第10条 子ども施設職員の支援

第11条 せんなん子ども支援ネットワーク

IV 豊かなこども・若者時代をすごすための社会づくり

第3条 子どもの権利の尊重

第4条 子どもの意見表明と参加

第5条 せんなん子ども会議

第6条 子どもの相談と救済

第7条 子どもの居場所づくり

第8条 子どもの権利に関する学習と教育

第11条 せんなん子ども支援ネットワーク

第14条 泉南市子どもの権利の日

第18条 条例の実施と広報

第19条 条例の実施に関する検証と公表

V 安全・安心のまちづくり

第3条 子どもの権利の尊重

第4条 子どもの意見表明と参加

第6条 子どもの相談と救済

第7条 子どもの居場所づくり

第12条 施設等における子どもの安全

第13条 災害時における子どもの安全

第14条 泉南市子どもの権利の日

第4章 施策の展開

基本目標 1 子どもの権利擁護・救済の仕組みづくり

本市は平成24年に「泉南市子どもの権利に関する条例」を施行し、子どもの権利を基盤にこどもにやさしいまちづくりを目指して取り組んできました。

こどもへのアンケート調査では、本市はまちづくりにこどもの意見をいかしていると感じる割合が、特に小・中学生で半数を超えており、本市の取り組みはこどもたちにも評価されてきています。

一方で、子どもの権利に関する認識は、こども・保護者ともに十分でない現状もみられ、悩みを相談できないこどもや保護者の存在も少なくないことが分かりました。こどもは自身が権利を持っていることを認識し、権利が侵害されたときには、安心して相談・救済できる仕組みが必要です。特に、全国的に増加するいじめ・不登校・ひきこもりなどの課題に対して、こどもや若者が安心して不安や悩みを相談しやすい体制づくりを推進します。

「泉南市子どもの権利に関する条例」における視点

- (第3条)子どもの権利の尊重 (第4条)子どもの意見表明と参加
- (第5条)せんなん子ども会議 (第6条)子どもの相談と救済
- (第8条)子どもの権利に関する学習と教育
- (第11条)せんなん子ども支援ネットワーク
- (第15条)子どもの権利救済委員会の設置
- (第16条)救済委員会の職務 (第17条)救済委員会に関する市等の責務
- (第18条)条例の実施と広報 (第19条)条例の実施に関する検証と公表

(1)子どもの権利の推進

主な取り組み	内容	担当課
「子どもの権利に関する条例」の普及・推進	「子どもの権利に関する条例」と、その基盤となる「子どもの権利条約」についての広報・教育活動を実施し、普及を図るとともに、子どもの権利の実現を目指して条例の推進を行います。	人権国際教育課 子ども政策課 家庭支援課 保育子ども課
こども参加型まちづくりの推進	こどもにかかわる事業において、こども自身が企画・運営に参画する機会を設けるなど、こどもたちが社会の一員として積極的に参加する取り組みを推進します。	青少年センター 人権国際教育課
せんなん子ども会議の実施・推進	子どもの意見表明と参加の権利を保障し、子どもたちが市に対して提言できる場として、条例に基づいて設置されている「せんなん子ども会議」を継続発展させていきます。	人権国際教育課

■ 活動指標

活動指標	基準値	計画目標
子どもの権利に関する状況把握・啓発 (教育・保育施設対象)	毎年全施設に 実施	維持
せんなん子ども会議の開催	年10回	維持
せんなん子ども会議の参加人数	延べ157人	維持

■ 成果指標

成果指標	基準値	計画目標
泉南市子どもの権利条例の認知度(アンケート)	小学生:82.2% 中学生:71.4% 高校生世代: 60.1%	維持・増加
「人の違いや個性が大切にされ、こどもがありのままで いられること」を大切にしてもらえていると感じる割合 (アンケート)	小学生:49.1% 中学生:50.7% 高校生世代: 35.5%	増加
「自分の考えをいつでも自由に言えること」を大切に してもらえていると感じる割合(アンケート)	小学生:40.6% 中学生:38.8% 高校生世代: 39.1%	増加

(2)相談・救済の仕組みづくり

主な取り組み	内容	担当課
救済委員会の推進	子どもの権利侵害に対する救済の仕組みとして、第三者機関である救済委員会を設置し、こどもからの相談を受け付け、適切な支援を検討します。	子ども政策課
こども家庭すこやかセンター	妊娠期から育児期にかけて18歳未満の子どもを養育する家庭に対して、児童福祉機能と母子保健機能を総合的に活用し、不安や悩みに寄り添う支援を推進します。 また、こども自身が課題を抱え込まず、相談しやすい環境づくりのため、関係機関と連携して、こども自身に対して相談支援について周知を図ります。	保健推進課 家庭支援課
せんなん子ども相談	保護者や子どもから寄せられた相談に対し、子どもの意見を聞き、子どもの最善の利益を基盤としながら相談対応できるよう、連携体制の整備を進めます。	指導課 人権国際教育課 青少年センター

■活動指標

活動指標	基準値	計画目標
救済委員会	なし	設置 ・取り組み環境の維持
こども相談(地域子育て支援センター)	延べ328件	相談体制の維持
こども相談(家庭児童相談室)	404件	相談体制の維持
こころホットラインの実施(せんなん子ども相談)	13件	相談体制の維持
教育相談(せんなん子ども相談)	延べ1,841件	相談体制の維持

※相談に関する活動指標の基準値は、その後の推移を毎年管理・分析するために表記しており増減をもって取り組みの成否を判定するためのものではありません。

■成果指標

成果指標	基準値	計画目標
こども自身からの相談	3件	相談体制の維持

基本目標 2 すこやかに生み、育てる環境づくり

核家族化や共働き家庭、ひとり親家庭の増加に伴い、妊娠・出産・育児期間の不安や孤立感はかつてよりも高まっているものと考えられます。保護者の不安や孤立は、こどもの不安や孤立感にもつながります。また、こどもが成長しても急な病気への不安はなくならないため、保健・医療環境の維持・充実が必要です。

保護者へのアンケート調査では、前回計画策定時の結果よりも、子育てをつらいと感じる割合が増加していました。母親のフルタイム就労が以前よりも増えていることや、家事負担が依然として母親のほうに集中しており、ジェンダーギャップが解消されていないこと、コロナ禍により人のつながりや地域のつながりの希薄化に拍車がかかったことなどが、複合的に作用して保護者の負担感につながっていると考えられます。

本市は、妊娠・出産・育児期を通じて親へのきめ細かな支援に取り組み、こどもがすこやかに育っていける環境づくりに取り組みます。

「泉南市子どもの権利に関する条例」における視点

- (第3条)子どもの権利の尊重 (第4条)子どもの意見表明と参加
- (第6条)子どもの相談と救済 (第7条)子どもの居場所づくり
- (第8条)子どもの権利に関する学習と教育
- (第9条)親その他の保護者の支援

(1)妊娠期からの切れ目ない支援

主な取り組み	内容	担当課
妊娠・出産に関する情報提供の充実	妊娠・出産・子育てに関する情報を充実することで、妊産婦や子育て家庭の保護者が利用すべき事業や相談先に迷うことのないよう努めます。	保健推進課
妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援	妊娠期から出産・子育てまでを切れ目なく支援するため、アンケートや面談を通じて実情を把握するとともに、不安を緩和するための相談支援を行います。	保健推進課
育児ヘルプ家庭訪問事業	家事・育児等に対して不安や負担を抱える家庭に対し、訪問し援助を行います。	家庭支援課
両親教室の充実	男女ともに、妊娠・出産・育児についての理解を深め、妊婦が周囲からサポートされていると感じることができるよう、保健指導や情報提供、個別相談の充実に努めます。特に、父親の育児に対する意識醸成を図ります。また、祖父母世代を対象とすることについても検討を進めます。	保健推進課

主な取り組み	内容	担当課
産婦健康診査の実施	産後2週間、産後1カ月の出産間もない時期の産婦に対する健康診査を実施し、産後うつや新生児への育児負担の解消を図ります。	保健推進課
乳幼児健診の充実	乳幼児の健全な発育・発達を促進するため、月齢に応じて健康診査を行います。また、未受診者に対しては、保護者の安心につながるよう配慮しながら通知や訪問を行うなどフォローアップに努めます。	保健推進課

■活動指標

活動指標	基準値	計画目標
両親教室の実施回数	年3回	維持
乳幼児健診の受診率	96.5%	100%

(2)小児医療体制の充実

主な取り組み	内容	担当課
小児救急医療の充実、啓発	こどもが病気の際に適切に救急相談を行い、休日や夜間にも受診ができるよう、医療体制の充実を促進するとともに、救急相談についての啓発等を行います。	消防署 保健推進課
講座の開催・医療情報の提供	アレルギー・ぜんそく・感染症等の疾患があるこどもの個別相談や、こどもを対象にした健康に関する講座等において、正しい知識の普及啓発を図ります。	保健推進課
予防接種の推進	こどもを感染症から予防するため、予防接種の推進を図るとともに、乳幼児健康診査等の機会を通じて保護者への啓発により接種率を向上させます。	保健推進課

基本目標3 子育て家庭を支援する体制づくり

こどもがのびのびとすごせる環境づくりのためには、保護者も必要な支援を受け、親子ともに人生の喜びや生きがいを感じる事が重要です。

近年、全国的に児童虐待が増加しており、地域社会の日常的な関係性の中で課題をとらえ、ネットワークによる支援をしていくことが求められます。アンケート調査では、子育て世帯と地域のつながりは、コロナ禍をきっかけに疎遠になっていると考えられ、保護者への情報発信や地域における子育て支援の促進を通じて、保護者が子育てにかかる負担感を抱え込まないよう取り組む必要があります。また、保護者同士のつながりを促進し、地域社会と連携した取り組みを推進することが求められます。

また、家庭の経済状況や就労状況により、十分な教育や医療を受けられない状況を支援する必要があります。このため、家庭への経済支援や地域から日常的な支援を受けられる場づくりを通じて、こどもがすこやかに育っていきける環境づくりを行います。

加えて、障害児や医療的ケア児であっても、多くのこどもと同じく地域の中でのびのびと暮らしていけるよう、地域における居場所づくりを推進します。

「泉南市子どもの権利に関する条例」における視点

- (第3条)子どもの権利の尊重 (第4条)子どもの意見表明と参加
- (第6条)子どもの相談と救済 (第7条)子どもの居場所づくり
- (第8条)子どもの権利に関する学習と教育
- (第9条)親その他の保護者支援 (第10条)子どもの施設職員の支援
- (第11条)せんなん子ども支援ネットワーク

(1)子育てに関する情報発信・提供

主な取り組み	内容	担当課
子育てに関する情報発信	多様な媒体を活用して、教育・保育サービスや地域における子育て支援等の情報を発信します。また、支援が必要な保護者が適切に支援を受けられるよう、利用者支援事業を推進します。	保健推進課
多様性・多文化共生社会に向けた取り組み	外国語版での母子健康手帳の発行、外国人の保護者へのサポートなど、必要な行政サービスの提供をします。また、言語のサポートだけでなく、文化や習慣を互いに理解する取り組みを行い、同じ市民として共生していける地域づくりを行います。 加えて、障害者や外国人、SOGI(※)など、多様性を受け入れる社会に向けた情報発信に取り組めます。	人権国際教育課 保健推進課

※SOGI……「Sexual Orientation and Gender Identity」の略。LGBTが単にセクシャルマイノリティを表す言葉なのに対し、SOGIはすべての人の性的指向と性自認を指す言葉。

■ 活動指標

活動指標	基準値	計画目標
子育てガイドブックの更新	毎年	維持

■ 成果指標

成果指標	基準値	計画目標
情報の入手先のない保護者の割合(アンケート)	就学前:0.2% 小学生:2.3% 中学生:3.5%	ゼロ

(2)地域における子育て支援事業の充実

主な取り組み	内容	担当課
子育て支援者間のネットワーク構築	泉南市こどもを守る地域ネットワークの会議の場を活用し、公民関わらず関係者が、様々なケースの情報共有・意見交換を行うことで、困難を抱える世帯に対し、より適切な対応を行います。 また、必要に応じて、外部アドバイザーに依頼して解決方法を導くことにより、関係機関の連携、問題解決能力の向上を図ります。	保育子ども課 家庭支援課 保健推進課 指導課
未就園児の親子への交流の場の提供	幼児教育・保育施設の園庭・所庭・教室・保育室を開放することで、親子に遊び場を提供します。また、こどもや保護者、専門職等との交流を通じ、子育ての孤立感から脱し、子育ての楽しさを実感できるように援助します。	指導課 保育子ども課 家庭支援課
子育てサロンの推進	民生委員・児童委員、地区福祉委員等が行っている親子で集うことのできる「子育てサロン」を支援します。	保育子ども課 社会福祉協議会
子育て中の父親のネットワークづくりの推進	父親が子育てに関する相談や父親同士の情報交換を行う機会をつくり、子育てに参加する意識を啓発していきます。	文化振興課(公民館) 青少年センター 家庭支援課
講座時の一時保育の充実	一人でも多くの保護者が参加できるように、必要に応じて講座時の一時保育を行います。	文化振興課(公民館)

■ 活動指標

活動指標	基準値	計画目標
子育てサロンの活動回数	100回	維持

■ 成果指標

成果指標	基準値	計画目標
地域の人に支えられていると感じる保護者の割合 (アンケート)	就学前:51.4% 小学生:51.7% 中学生:56.1%	増加

(3)子育てと仕事の両立支援

主な取り組み	内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	保護者の個別の家庭事情に沿った多様な働き方を支援するため、ワーク・ライフ・バランスを社会全体の取り組みとして推進します。 そのため、女性に家事・育児負担が不当に偏らないよう、固定的な性別役割分担意識の解消のため、市民に対する意識啓発活動を推進します。	家庭支援課 人権推進課
「母性健康管理指導事項連絡カード」の啓発	主治医等が行った指導事項の内容を、仕事を持つ妊産婦から事業主へ明確に伝えるのに役立つカードの啓発を行います。	保健推進課

■活動指標

活動指標	基準値	計画目標
父親を対象にした教室・講座の回数	年3回 (保健推進課)	維持
	年4回 (家庭支援課)	

■成果指標

成果指標	基準値	計画目標
家事の時間の男女のギャップ (フルタイムの共働き世帯;1時間超のギャップ)	就学前:52.4% 小学生:51.5% 中学生:59.2%	減少

(4) 育児不安の軽減と児童虐待防止への支援

主な取り組み	内容	担当課
こども家庭すこやかセンターによる妊婦等への支援	妊娠期から育児期にかけて18歳未満の子どもを養育する家庭に対して、児童福祉機能と母子保健機能を総合的に活用し、不安や悩みに寄り添う支援を推進します。	家庭支援課 保健推進課
健診時の育児相談の充実	普段、相談する機会の持てない保護者に対し、保健師や保育士・療育指導員による育児相談を実施することで、子育ての不安の緩和に努めます。	家庭支援課 保健推進課 保育子ども課
妊娠出産、育児時期の心と身体の相談の充実	安全な妊娠・出産や安心した子育てができるように、妊娠中から健康管理や仲間づくりを支援します。育児相談や遊びや居場所を提供し、育児不安の解消に努めます。	保健推進課
子育て相談支援の推進	地域子育て支援センターにおける各種の子育て支援事業の参加者や、保健センター等の健診に訪れた親子に声をかけ、育児相談や情報提供を行います。また、不安のある保護者については関係機関で情報共有を行い、保護者のつどいやケース会議へつなぎ、切れ目ない継続支援に努めます。	家庭支援課
DV防止法、児童虐待防止法等の学習と啓発	DV防止法、児童虐待防止法等を広く一般市民に知ってもらうために、広報・啓発を行います。	人権推進課

■ 成果指標

成果指標	基準値	計画目標
「暴力や言葉できずつけられないこと」を大切にもらえていると感じる割合(アンケート)	小学生:34.0% 中学生:32.0% 高校生世代: 23.0%	増加

(5)こどもが平等に育つための支援

主な取り組み	内容	担当課
こどもの学習支援	経済状況に課題を抱える家庭のこどもに対し、定期的に学習会を実施し、平等な教育機会の提供を行います。	生活福祉課
ひとり親家庭の支援	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、それぞれの家庭の状況に応じ、経済的自立に向けての就労支援等に努め、日常生活の支援にも取り組みます。そのため、ひとり親家庭の親に向けた相談事業を推進し、各種制度の情報提供に努めます。	家庭支援課
生活困窮者の自立支援	主に経済的に困窮する者に対し、自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に提供することにより、自立を促進します。	生活福祉課
児童手当等の支給	子育て家庭への経済的支援として、児童手当、児童扶養手当、就学援助費、特別支援教育就学奨励費、特別児童扶養手当の支給を行います。	家庭支援課 教育サービス課 障害福祉課
子どもの医療費の助成	子どもの医療費について、現行の対象(入通院医療費:0歳～満18歳)への助成を実施します。	家庭支援課
ひとり親家庭の医療費の助成	ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成します。	家庭支援課
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	新制度未移行の幼稚園等を利用する保護者の経済的負担を軽減するため、子ども・子育て支援法に基づき、公正・適正な給付を行います。	保育子ども課

■ 成果指標

成果指標	基準値	計画目標
経済的にとても苦しい世帯が子育てをつらいと思う割合(アンケート)	就学前:14.9% 小学生:20.7%	減少

(6)障害児への支援

主な取り組み	内容	担当課
障害児保育・教育の推進	障害やこどもの特性に応じたきめ細やかな指導を早期に行い、支援を必要とする乳幼児・児童・生徒への保育・教育を充実します。あわせて保育・教育の中で基礎的環境整備を行い、障害の有無にかかわらずともに育つ体制づくりを推進します。また、職員研修等を通じて、保育教育の質の向上を図ります。	指導課 保育子ども課
泉南市子ども総合支援センター事業の推進	障害児支援、発達支援等、支援を要する児童に対する地域の拠点施設として、子ども総合支援センターにおいて、こどものライフステージに応じた集約的な事業展開を推進します。	保育子ども課 障害福祉課
障害児の居場所の確保と保護者への支援	障害のある児童が(保育時間終了後や放課後、長期休暇中等に)気軽に集まることのできる場所を提供し、保護者の就労支援や一時的な休息、交流や学びの場等を目的に実施します。	保育子ども課 青少年センター
幼児教育・保育施設等における受入れ支援	障害児や医療的ケア児に対し、幼児教育・保育施設の円滑な受入れを支援するため、訪問指導を行います。また、学校等と障害児支援事業所との連携強化にも取り組み、インクルーシブ(※)なまちづくりを推進します。	保育子ども課
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	医療的ケアが必要な児童の支援に関する協議の場を設置し、福祉・教育・保健・医療その他関係機関と連携を図り、必要な支援をするための地域づくりに努めます。	保健推進課 保育子ども課 障害福祉課 指導課
障害児・慢性疾患児を持つ親のネットワークづくりとサークル活動の育成支援の充実	関係機関と連携を図りながら、自主的なグループの組織化を支援するとともに、その活動内容のPR、グループ間のネットワークづくりの支援等を行います。	保育子ども課
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)のための体制づくり	障害の有無にかかわらず、こどもが安心して地域社会や学校等ですごし、ともに成長していけるように、関係機関が定期的に協議を行い、体制づくりを進めます。	人権国際教育課

※インクルーシブ……「包摂的」と訳される。あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう配慮・援護しながら、社会の構成員として支え合う理念を目指す。

■活動指標

活動指標	基準値	計画目標
保育所等訪問支援(障害児福祉計画)	23人	増加
障害児支援の地域社会への参加・包容のための関係機関の協議の場の設置(障害児福祉計画)	未設置	設置

基本目標 4 豊かな子ども・若者時代をすごすための社会づくり

子どもは保護・養育の対象であるだけでなく、おとなとともに今の社会を構成する一員です。本市では「泉南市子どもの権利に関する条例」に基づき、権利が尊重される豊かな子ども時代をすごせる体制づくりに取り組んできました。

子ども時代が豊かなものになるには、学校や療育施設等の日常的に通う施設が、子どもが尊重される楽しい場になるだけでなく、自由に自発的に集える居場所が地域に確保され、そこで多様な体験ができる環境があることも重要です。また、子どもアンケートによると、子どもの居場所に最も望むことは子どもの意見を聴くこととなっており、子どもが自由に居場所への意見・要望を言ったり、運営に関わったりできるような居場所づくりが求められています。

このため、地域と連携・協力しながら、学校づくりや地域における子どもの居場所づくりを促進し、子ども・若者が社会の主人公として尊重されていると感じられる取り組みを推進します。

「泉南市子どもの権利に関する条例」における視点

- (第3条)子どもの権利の尊重 (第4条)子どもの意見表明と参加
- (第5条)せんなん子ども会議 (第6条)子どもの相談と救済
- (第7条)子どもの居場所づくり (第8条)子どもの権利に関する学習と教育
- (第11条)せんなん子ども支援ネットワーク
- (第14条)泉南市子どもの権利の日
- (第18条)条例の実施と広報 (第19条)条例の実施に関する検証と公表

(1)就学前のこどもの学び・育ちへの支援

主な取り組み	内容	担当課
保育・教育内容の質の向上	「はじめの100か月」を意識した保育・教育を行いながら、こどもの育ちを支えます。そのため、研修の充実を図り、保育士・幼稚園教諭・保育教諭等のこどもに関わる職員の資質向上に努めます。	指導課 保育子ども課
幼児教育・保育施設での国際交流の推進	幼児教育・保育施設等に外国人のCIR(※)等を派遣し、就学前から小・中学校に接続する国際交流を実施します。	人権国際教育課
人権保育・教育の推進	泉南市人権保育・教育基本方針、推進プランに基づき、子どもたちの発達段階を踏まえて、自己肯定感や生命の尊さに対する感性、違いを認め合いともに生きる姿勢を育む等、人権基礎教育を推進します。	人権国際教育課 保育子ども課
公立・民間及び保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の連携	幼児期の保育・教育と小学校教育との適切な接続を図ることができるよう、公立・民間、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校等にとらわれず、市内一体となった指導内容・研修の推進や合同活動の実施等を進めます。	指導課 保育子ども課

主な取り組み	内容	担当課
異年齢・異世代の交流の推進	子どもたちが多様な出会いを経験し、地域の人たちとつながり、ふれあえるような機会を計画的に設けます。	指導課 保育子ども課 文化振興課(公民館)
保育士等の確保の推進	保育の受入れ体制確保のため、保育士等の確保対策を進めます。	保育子ども課

※CIR……国際交流員 (Coordinator for International Relations) のこと。翻訳、通訳、国際交流イベントの企画、実施等を行う。

■ 成果指標

成果指標	基準値	計画目標
授業がほとんどわからない小学生の割合 (アンケート)	2.5%	減少

(2)小・中学生のこどもの学び・育ちへの支援

主な取り組み	内容	担当課
人権教育の推進	子どもの権利教育をはじめとする、あらゆる人権問題の解決を目指した教育を推進します。	人権国際教育課
子ども主体の学校づくりとシティズンシップ教育の推進	子どもの発意・提案による学校づくりや学びの場づくりのため、生徒会・児童会・特別活動等の活発化を促進します。また、子どもが自身を取り巻く社会・コミュニティに積極的な参加・発言ができるようシティズンシップ教育(※)を推進します。	指導課 人権国際教育課
開かれた学校づくり (情報発信・施設開放等)	Webなどを活用し、学校情報を広く発信するとともに、子どもたちが地域との多様な交流を持つために近隣住民に校庭や体育施設を開放するなど、学校の地域社会への融和を推進します。 また、地域教育協議会等により、地域と学校がお互いに連携・協力して取り組みます。	指導課 教育サービス課
教育支援センター事業の充実	不登校児童・生徒に対して、学校・家庭・関係機関(民間団体を含む)が連携して、学校以外にも安心できる居場所・学びの場を持てるように、よりきめ細やかな支援を行います。	指導課
いじめ・不登校等への支援体制づくり	教育相談体制の充実、教育支援センター、学校・家庭・地域・関係機関の連携等の取り組みを進めるとともに、適応指導教室の整備を進め、不登校児童生徒への支援を推進します。	指導課

主な取り組み	内容	担当課
ICT教育の推進事業の充実	こどもの情報活用能力の育成に努めることを目指して、様々な情報を正しく判断し活用する能力(メディアリテラシー)の育成に努めるとともに、デジタルコンテンツの活用を進め、情報教育の一層の充実を図ります。	指導課
国際交流と外国語教育の推進	語学力の向上、コミュニケーション能力の育成等、国際交流と外国語教育推進のため、外国人のALT(※)を小中学校全校に配置します。	人権国際教育課
教職員研修の充実	学校教育の改善、充実を目指し教職員の資質や指導技術の向上を図ります。	指導課 人権国際教育課
泉南スタディ事業の推進	大学生等を小学校・中学校に派遣し、教員の指導のもとで児童・生徒の学習活動を支援します。	指導課

※シティズンシップ教育……市民一人ひとりの権利や個性を尊重しながら、よりよい社会づくりに関わるために必要な意識・能力を育む教育。

※ALT……外国語指導助手(Assistant Language Teacher)のこと。小学校や中学校、高等学校等における外国語活動や外国語の授業等の補助・協力を行う。

■活動指標

活動指標	基準値	計画目標
保護者や地域の人との協働による活動を行った学校数	14校	維持
教育支援センターの実施	週5日	維持

■成果指標

成果指標	基準値	計画目標
こどもの意見が学校にいかされていると思う割合(アンケート)	小学生:67.6% 中学生:56.7%	増加

(3)若者の学び・育ちへの支援

主な取り組み	内容	担当課
ひきこもりに対する支援	一人ひとりがそれぞれに合った社会におけるあり方を見つけられるよう、課題の早期把握・相談支援に取り組む体制整備に努めます。また、将来的な社会参加につながるよう支援を行います。	指導課 家庭支援課 生活福祉課 長寿社会推進課
若者の交流活動の推進	青少年センター等において、日常的に市内全域から子どもや青年、保護者、地域住民が集う受け皿を設け、地域間交流、青少年や他世代との世代間交流を促進します。また地域の自主的な活動グループやサークルの育成に努めます。	青少年センター 人権国際教育課
高校生・若者自身の施策提言の体制づくり	高校生や若者を取り巻く環境の改善について、高校生・若者が施策を検討し、提言できる仕組みを検討します。	子ども政策課

■ 成果指標

成果指標	基準値	計画目標
将来の夢や目標を持っている若者の割合 (アンケート)	高校生世代: 65.2% 若者:65.4%	増加

(4)こどもの居場所づくり

主な取り組み	内容	担当課
公園の整備・管理・運営	地域と連携を図り、こども・子育て家庭を含めた市民の憩いの場であるとともに、こどもが安全に遊びや運動を楽しめる公園の整備・管理・運営を行います。	住宅公園課
子ども元気広場事業の充実	放課後に子どもたちが安心してすごせる居場所を確保し、子どもたちが主体となるようなあそび広場として、子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を育む事業を推進し、仲間づくりを支援します。	青少年センター
こども・若者の居場所の検討	こども・若者が興味関心を持ち、安全に安心してすごすことのできる居場所・相談場所について検討し、提供に努めます。	青少年センター 人権国際教育課 家庭支援課
みんな仲よし会議	こどもが青少年センターの運営の一端を担い、青少年センター運営事業の企画や提案を行います。	青少年センター

■活動指標

活動指標	基準値	計画目標
みんな仲よし会議の開催	2回	維持

■成果指標

成果指標	基準値	計画目標
自分の家以外に居場所があるこどもの割合 (アンケート)	小学生:78.5% 中学生:80.7% 高校生世代: 69.6%	維持・増加

(5)多様な体験機会の創出

主な取り組み	内容	担当課
多様な体験活動の推進	こども・若者が共感できるプログラムを提供できるよう検討するとともに、様々な場面でこども・若者の意見を取り入れていきます。	青少年センター 人権国際教育課
ボランティア体験の推進	地域福祉や環境美化等、地域づくり・まちづくりに関わるボランティア活動に、こどもが参加する機会づくりに努めます。	保育子ども課
図書館事業の推進	「第3次泉南市子ども読書活動推進計画」にもとづき、こどもの読書活動の把握に努め、すべてのこどもが、あらゆる機会、あらゆる場所において、自主的に豊かな読書活動を行うことができる環境の整備を推進します。	文化振興課 (図書館)

■活動指標

活動指標	基準値	計画目標
子ども元気広場実施日数	延べ691日	維持
市立図書館が開催したこども対象の事業数	15件	維持

基本目標5 安全・安心のまちづくり

子どもや子育て世帯が安心して地域で暮らしていくためには、地域に支え合う体制を確立していくことが求められます。そのため、地域の団体等の活動を支援し、地域の実情にあった支援体制の構築を促進します。

また、子どもが犯罪や交通事故等に巻き込まれないよう、安全・安心な地域づくりを進めます。

「泉南市子どもの権利に関する条例」における視点

- (第3条)子どもの権利の尊重 (第4条)子どもの意見表明と参加
- (第6条)子どもの相談と救済 (第7条)子どもの居場所づくり
- (第12条)施設等における子どもの安全
- (第13条)災害時における子どもの安全
- (第14条)泉南市子どもの権利の日

(1)市民の力の活用と協働

主な取り組み	内容	担当課
民生委員・児童委員等、自治会等を生かした取り組みの推進	地域における子ども・子育て支援の中心的な担い手である民生委員・児童委員等との連携を図り、子ども・子育てに悩みや不安を抱える親たちのサポートができるよう、地域の実情に応じた支援を行っていきます。	保育子ども課
NPO等活動支援の充実	多様なNPOや市民公益活動団体の情報を収集整理し、市民に情報提供します。	政策推進課
子ども食堂ネットワークの推進	地域の子どもたちを対象に食事及び居場所を提供して見守りを行い、必要に応じて支援機関につなぐ取り組みを無償又は低額な料金で実施し、地域の組織やNPO等の運営者への支援や、運営者間のネットワーク形成を図り、地域の見守り機能を推進する。	家庭支援課

■ 活動指標

活動指標	基準値	計画目標
福まちサポートリーダー人数	73人	維持・増加

■ 成果指標

成果指標	基準値	計画目標
近所にこどもの話や世間話のできる人のいる保護者の割合(アンケート)	就学前:56.6% 小学生:55.2%	増加

(2)地域の環境整備

主な取り組み	内容	担当課
交通安全教育の推進	関係機関と連携し、保護者や子どもたちに対して交通安全教育の啓発を図ります。	環境整備課
登下校時、放課後の安全パトロール事業の推進	登下校中の通学路における児童・生徒の安全を見守る市民ボランティア活動を支援します。	指導課
防犯対策の推進	防犯教室の実施や不審者情報の発信を通じ、子どもたちの防犯に対する意識を向上させるとともに、防犯カメラや防犯灯を設置することにより、子どもに対する犯罪の抑止を図ります。 また、子どもたちを犯罪から守り被害を最小限に止める目的で協力いただく「こども 110 番の家」の設置を促進します。	生活福祉課 教育サービス課
教育・保育施設における防災体制の確立	保育所、幼稚園、認定こども園及び小・中学校は、こどもの安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画や危機等発生時対処要領(危機管理マニュアル)などの作成・見直しを行い、防災体制の確立に努めます。	指導課 保育子ども課
防災教育の充実	防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくために、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、防災教育を実施します。	指導課

■活動指標

活動指標	基準値	計画目標
青色パトロール登録者数	約250人	維持
こども110番の家(旗及びタペストリーの配布数)	204本	維持

第5章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市町村は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

教育・保育の提供区域について、人口変動を考慮し柔軟に教育・保育の提供を行うために、本市は市全域を1つの区域と定めています。本計画においても、この考えを踏襲し、市全域を1つの区域(泉南市全域)とします。

2 こどもの人口の見通し

計画期間におけるこどもの人口は、過去5年(令和2年～6年)の住民基本台帳人口に基づき、コホート変化率法により推計を行いました。就学前児童数は令和6年現在の2,273人から令和11年には1,897人に、小学校児童数は令和6年現在の2,846人から令和11年には2,346人に、それぞれ減少が見込まれます。

※コホート変化率法

コホートごとに過去における人口動態から「出生率」「人口移動率」を算定し、それに基づき将来人口を推計する方法です。ここでいう「コホート」とは、同じ年(又は同じ時期)に生まれた人々の集団のことをさします。

0～11歳のこどもの人口の推計

区分	実績値	推計値				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	323	344	332	322	312	304
1歳	369	326	348	336	325	316
2歳	378	360	318	340	328	317
0～2歳計	1,070	1,030	998	998	965	937
3歳	380	372	354	312	334	322
4歳	404	376	368	351	309	331
5歳	419	401	373	365	348	307
3～5歳計	1,203	1,149	1,095	1,028	991	960
就学前児童 合計	2,273	2,179	2,093	2,026	1,956	1,897
6歳	420	420	402	374	366	349
7歳	441	421	421	403	375	367
8歳	508	444	424	424	406	378
6～8歳計	1,369	1,285	1,247	1,201	1,147	1,094
9歳	488	508	444	424	424	406
10歳	487	486	506	442	422	422
11歳	502	491	489	510	444	424
9～11歳計	1,477	1,485	1,439	1,376	1,290	1,252
小学校児童 合計	2,846	2,770	2,686	2,577	2,437	2,346

出典(実績値):住民基本台帳(令和6年4月1日)

3 幼児教育・保育の見込量及び確保方策

市内に居住するこどもの利用者数は、次の認定区分や年齢区分ごとに量の見込みを設定します。量の見込みに対する確保方策(確保の内容)としては、いずれの年齢の利用者も減少が見込まれるため、現状の提供体制を基本とします。

また、子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正な支給を推進します。

認定区分について

①1号認定

対象:こどもが3歳以上の専業主婦(夫)家庭、就労時間の短い家庭
 利用施設:幼稚園及び認定こども園

②2号認定

対象:こどもが3歳以上の共働き家庭等
 利用施設:保育所及び認定こども園等

③3号認定(0~2歳)

対象:こどもが0~2歳の共働き家庭等
 利用施設:保育所及び認定こども園、地域型保育等

量の見込みと供給体制

(単位:人)

	令和7年度					合計
	1号	2号	3号			
	3~5歳	3~5歳	0歳	1歳	2歳	
	学校教育のみ	保育の必要性あり				
①量の見込み(必要利用定員総数)	484	563	59	121	176	1,403
②確保の内容	1,235	630	102	152	193	2,312
教育・保育施設	1,235	630	88	138	179	2,270
地域型保育事業			8	8	8	24
認可外保育施設	0	0	6	6	6	18

	令和8年度					
	1号	2号	3号			合計
	3~5歳	3~5歳	0歳	1歳	2歳	
	学校教育のみ	保育の必要性あり				
①量の見込み(必要利用定員総数)	442	555	57	129	155	
②確保の内容	1,235	630	102	152	193	2,312
教育・保育施設	1,235	630	88	138	179	2,270
地域型保育事業			8	8	8	24
認可外保育施設	0	0	6	6	6	18

	令和9年度					
	1号	2号	3号			合計
	3~5歳	3~5歳	0歳	1歳	2歳	
	学校教育のみ	保育の必要性あり				
①量の見込み(必要利用定員総数)	398	539	55	124	166	
②確保の内容	1,235	630	102	152	193	2,312
教育・保育施設	1,235	630	88	138	179	2,270
地域型保育事業			8	8	8	24
認可外保育施設	0	0	6	6	6	18

	令和10年度					
	1号	2号	3号			合計
	3~5歳	3~5歳	0歳	1歳	2歳	
	学校教育のみ	保育の必要性あり				
①量の見込み(必要利用定員総数)	367	536	53	120	160	
②確保の内容	1,235	630	102	152	193	2,312
教育・保育施設	1,235	630	88	138	179	2,270
地域型保育事業			8	8	8	24
認可外保育施設	0	0	6	6	6	18

	令和11年度					
	1号	2号	3号			合計
	3~5歳	3~5歳	0歳	1歳	2歳	
	学校教育のみ	保育の必要性あり				
①量の見込み(必要利用定員総数)	339	536	52	117	155	
②確保の内容	1,235	630	102	152	193	2,312
教育・保育施設	1,235	630	88	138	179	2,270
地域型保育事業			8	8	8	24
認可外保育施設	0	0	6	6	6	18

4 地域子ども・子育て支援事業等の見込量及び確保方策

(1)利用者支援事業

《事業の概要》

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。事業類型は、子育て支援事業や保育所(園)等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う「基本型」、待機児童の解消等を図るため保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援する「特定型」、主に子ども家庭センターが中心となって情報提供や支援プランの策定等を行う「子ども家庭センター型」の3つです。

《今後の方針・確保方策》

本市では現在、基本型1か所、子ども家庭センター型1か所を実施しています。
現在の2か所を維持し、さらなる周知・利用促進を図ります。

《量の見込みと確保方策》

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (実施か所数/か所)		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
② 確保 の内容	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	子ども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※量の見込み算出方法: 事業実績に基づき算出。

(2)地域子育て支援拠点事業

《事業の概要》

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

《今後の方針・確保方策》

本市では現在、子育て支援センターを4か所設置しています。

未就園児とその保護者については、子育てについての悩みや不安を抱え込むことや、地域で孤立するなど様々な懸念があり、相談支援や保護者同士の交流ができる場が重要です。そのため、必要な世帯が利用しやすいよう、事業の周知による利用促進を図るとともに、相談し安心できる(人的・物的)環境づくりや、親子等の遊び場の確保に努めます。

《量の見込みと確保方策》

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延利用/人日)		9,724 人日	10,364 人日	11,306 人日	11,843 人日	12,384 人日
② 確保 の内容	実施か所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
	年間延利用	9,724 人日	10,364 人日	11,306 人日	11,843 人日	12,384 人日

※量の見込み算出方法: ニーズ調査結果に基づき算出。

(3)妊婦健康診査事業

《事業の概要》

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。

《今後の方針・確保方策》

市内の妊婦がすこやかな妊娠期間をすごせるよう、すべての妊婦に対し、検診費用の一部(1人当たり14回分)の公費負担を実施することにより、安全・安心な出産を支援します。また、受診環境の一層の整備に努めます。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間利用人数/人)	332 人	322 人	312 人	304 人	300 人
②確保方策	332 人	322 人	312 人	304 人	300 人

※量の見込み算出方法: 人口推計に基づき算出。

(4)乳児家庭全戸訪問事業

《事業の概要》

出産後の親子が地域でいきいきとした生活がおくれるよう、子育て支援に関する情報提供及び支援が必要な方に適切な支援を提供することを目的に「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施しています。保健師・助産師・こんにちは赤ちゃん訪問員(研修を受けた民生委員児童委員)が生後2～4か月頃に各家庭を訪問しています。

保護者の希望により、生後2か月までの保健師・助産師による新生児訪問も実施しています。

《今後の方針・確保方策》

育児に不安をもつ産婦への支援が一層必要になっていることから、乳児のいる全家庭に対し、早期の状況把握に努めます。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間対応人数/人)	344人	332人	322人	312人	304人
②確保方策	344人	332人	322人	312人	304人

※量の見込み算出方法:人口推計に基づき算出。

(5)養育支援訪問事業

《事業の概要》

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします

要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業は、保護者のいない児童、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童、保護者の養育の支援が特に必要と認められる児童又は出産後の養育について出産前の支援が特に必要な妊婦への適切な支援を図る事業です。

《今後の方針・確保方策》

児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、また、児童虐待ケースの場合については遅延なく対応できるよう、こどもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)が中心となった地域一体の見守りネットワークを構築し、細かな連絡調整を速やかに実施できる体制づくり、取り組み強化を図ります。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間対応人数/人)	217人	271人	323人	370人	416人
②確保方策	217人	271人	323人	370人	416人

※量の見込み算出方法:事業の実施状況に基づき算出。

(6)子育て短期支援事業

《事業の概要》

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、短期間、子どもをお預かりし、必要な支援を行う事業です。

《今後の方針・確保方策》

広域的な受け入れ先の確保を図ります。本事業は元来児童養護措置の側面の強い事業であり、需要の深刻さ、重篤さを見極め、関係機関との連携のもと、個別に対応を検討するものとします。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間利用人数/人)	11人	10人	10人	9人	9人
②確保方策	11人	10人	10人	9人	9人

(7)子育て援助活動支援事業

《事業の概要》

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と当該援助を行うことを希望する者(援助会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

《今後の方針・確保方策》

今後も、現在の体制を維持しつつ、市の広報やホームページ等を通じて、サービスを必要とする方への周知を図るほか、援助会員の確保に努めます。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間対応人数/人)	222人	232人	231人	229人	232人
②確保方策	222人	232人	231人	229人	232人

※量の見込み算出方法:過去の利用実績に基づき算出。

(8)一時預かり事業

《事業の概要》

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

《今後の方針・確保方策》

今後も、現行体制のもとで事業の維持・推進を図ります。

《量の見込みと確保方策》

①幼稚園型

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延利用／人日)	11,922 人日	10,901 人日	9,802 人日	9,032 人日	8,346 人日
②確保方策	11,922 人日	10,901 人日	9,802 人日	9,032 人日	8,346 人日

※量の見込み算出方法: 利用実績に基づき算出。

②未就園児の一時預かり

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延利用／人日)	687 人日	660 人日	638 人日	616 人日	598 人日
②確保方策	687 人日	660 人日	638 人日	616 人日	598 人日

※量の見込み算出方法: 利用実績に基づき算出。

(9)延長保育事業

《事業の概要》

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

《今後の方針・確保方策》

保護者の就労形態の多様化や長時間勤務に伴う需要に対して、現在の体制を基本として対応します。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間対応人数/人)	640人	624人	616人	606人	599人
②確保方策	640人	624人	616人	606人	599人

※量の見込み算出方法: 利用実績に基づき算出。

(10)病児保育事業

《事業の概要》

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

《今後の方針・確保方策》

現在本市においては、4か所で体調不良型を行っています。市内実施の事業で充足は図れますが、利用者が集中した場合においての円滑な広域事業への誘導等、万全の提供体制の構築を図ります。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延利用/人日)	1,306人日	1,262人日	1,215人日	1,160人日	1,120人日
②確保方策	1,306人日	1,262人日	1,215人日	1,160人日	1,120人日

※量の見込み算出方法: 利用実績に基づき算出。

(11)放課後児童健全育成事業

《事業の概要》

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

《今後の方針・確保方策》

・量の確保について

子どもの数の減少が見込まれますが、共働き世帯の増加傾向がみられることなどから、利用人数は微増で推移しています。

・質の確保について

放課後の居場所は、子どもにとって重要な自己形成の機会となるものであり、質の向上が求められます。支援員を積極的に研修等へ派遣することにより、質の高い事業提供に取り組みます。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間利用人数/人)	443人	456人	463人	463人	469人
1年生	155人	160人	162人	162人	164人
2年生	133人	137人	139人	139人	141人
3年生	89人	91人	93人	93人	94人
4年生	44人	46人	46人	46人	47人
5年生	13人	14人	14人	14人	14人
6年生	9人	8人	9人	9人	9人
②確保方策	443人	456人	463人	463人	469人

※量の見込み算出方法: 利用実績に基づき算出。

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

《事業の概要》

生活保護世帯等、世帯の所得状況等を勘案して、保護者が支払うべき日用品や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

《今後の方針・確保方策》

現状、本市では実施しており、引き続き助成を継続します。

(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

《事業の概要》

保育所(園)等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した保育所(園)等の設置・運営を促進するための事業です。

《今後の方針・確保方策》

現状、本市では実施していません。必要に応じて、実施を検討します。

(14)妊婦等包括相談支援事業【新規】

《事業の概要》

こども家庭すこやかセンターを中心として、妊娠期から面談により情報提供や相談等を行い、伴走型相談支援を行う事業として、新たに創設された事業です。妊婦のための支援給付と組み合わせて効果的に実施することが求められています。

《今後の方針・確保方策》

本市においても妊婦とその配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行う事業として実施します。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延人数/人日)	996 人日	966 人日	936 人日	912 人日	900 人日
②確保方策	996 人日	966 人日	936 人日	912 人日	900 人日

※量の見込み算出方法:国の手引きに基づき算出。

(15)乳児等通園支援事業【新規】

《事業の概要》

「こども誰でも通園制度」という通称で、令和8年度から全国一律で実施することとなった事業です。満3歳未満の未就園児に対し、月一定時間の利用可能枠の範囲で子育てを支援する事業です。

《今後の方針・確保方策》

国の方針に基づき、本市においても実施に向けて体制を整備します。

※本事業は令和7年度のみ地域子育て支援事業として扱われますが、令和8年度以降は新たな給付制度に基づく事業になります。

《量の見込みと確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延人数/人日)	-	37人	37人	36人	35人
②確保方策	-	37人	37人	36人	35人

※量の見込み算出方法:国の手引きに基づき算出。

(16)産後ケア事業【新規】

《事業の概要》

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

《今後の方針・確保方策》

産後の心身の不調又は育児不安やサポートを必要とする産後1年未満の母子を対象に、医療機関等において「ショートステイ(宿泊)」、「デイサービス(日帰り・短時間)」により、母体のケア及び乳児のケアならびに育児の相談支援を行います。今後は「アウトリーチ(訪問)」の実施を検討していきます。

(17)子育て世帯訪問支援事業【新規】

《現状》

新たに創設された事業で、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える世帯を訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

《今後の方針・確保方策》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延人数／人日)	10人	15人	18人	21人	24人
②確保方策	10人	15人	18人	21人	24人

(18)児童育成支援拠点事業【新規】

《現状》

新たに創設された事業で、養育環境等に課題を抱えるこどもに対し、居場所となる場を提供し、多様な支援を行う事業です。

《今後の方針・確保方策》

対象者数は少ないと見込んでいますが、今後の実施を検討します。

(19)親子関係形成支援事業【新規】

《現状》

新たに創設された事業で、こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びこどもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等の情報提供、相談及び助言、保護者同士の交流の場を設ける等の支援を行う事業です。

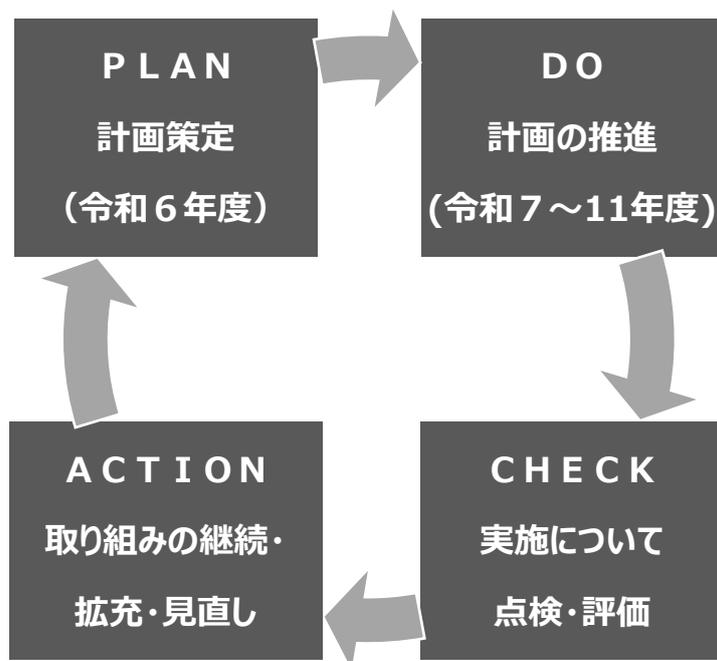
《今後の方針・確保方策》

対象者数は少ないと見込んでいますが、今後の実施を検討します。

第6章 進捗管理

子どもや保護者を取り巻く環境は、時流にともない変化していきます。

本計画を理念だけのものに終わらず、時流に対応した現実的な計画として推進していくためには、きめ細かに進捗評価を行いながら計画を見直していくPDCAサイクルによる推進体制が不可欠です。本市では、以下の図のイメージに従い、計画を推進します。



点検・評価に当たっては「泉南市子ども施策推進委員会(仮称)」において、毎年、本計画に位置づける「主な取り組み」や「活動指標」・「成果指標」、法定事業の実績等の進捗を確認し、点検・評価を行います。

ただし、アンケート結果を成果指標としているものについては、次期計画策定時にあらためてアンケートを実施することで、本計画の成果の評価をするものとします。

泉南市こども計画
(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

泉南市 健康子ども部 子ども政策課
〒590-0592 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号
電話 072-447-7747 FAX 072-483-7667

hana-emi

花笑み・せんなん

